

平成21年第3回豊後高田市議会定例会会議録(第2号)

議事日程〔第2号〕

9月10日(木曜日)午前10時 開会

開議宣告

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(22名)

1 番 近 藤 紀 男
 2 番 成 重 博 文
 3 番 安 達 隆
 4 番 尾 上 真 一
 5 番 山 田 秀 夫
 6 番 松 本 博 彰
 7 番 中山田 健 晴
 8 番 河 野 徳 久
 9 番 明 石 光 子
 10 番 土 谷 力
 11 番 村 上 和 人
 12 番 鴛 海 政 幸
 13 番 後 藤 龍 太 郎
 14 番 安 東 正 洋
 15 番 北 崎 安 行
 16 番 川 原 直 記
 17 番 河 野 正 春
 18 番 山 本 博 文
 19 番 菅 健 雄
 20 番 堂 園 慶 吾
 21 番 徳 永 浄
 22 番 大 石 忠 昭

欠席議員(0名)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 甲 斐 智 光
 議 事 係 長 清 水 栄 二
 庶 務 係 長 伊 藤 康 輔
 書 記 近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 永 松 博 文
 副 市 長 鴛 海 豊

会計管理者兼市参事兼会計課長

安 東 洋 義

市参事兼真玉市民センター長

岩 永 澄 雄

市参事兼香々地市民センター長

大 園 栄 治

市参事兼企画情報課長

中 嶋 栄 治

市参事兼税務課長

尾 造 正 直

市参事兼消防長

福 光 博 文

総 務 課 長

栞 原 茂 彦

財 政 課 長

増 田 正 義

市 民 課 長

橋 本 和 明

保 険 年 金 課 長

南 松 豊 久

子育て・健康推進課長

安 東 道 男

環 境 課 長

後 藤 則 隆

商 工 観 光 課 長

佐 藤 之 則

農 林 振 興 課 長

井 上 晃 一

農 地 整 備 課 長

河 野 義 雄

建 設 課 長

野 村 信 隆

下 水 道 課 長

佐 當 公 夫

福 祉 事 務 所 長

安 東 良 介

水 道 課 長

甲 斐 好 信

総 務 法 規 係 長

佐 々 木 真 治

秘 書 係 長

飯 沼 憲 一

教育庁

教 育 長

河 野 潔

総 務 課 長

奥 田 秀 穂

学 校 教 育 課 長

早 田 義 司 郎

議長(鴛海政幸君) おはようございます。

開会前ですが、議員各位にお知らせします。

本日、ケーブルテレビによる議会放送用の撮影を行いますので、ご了承願います。

また、議長として一言お願いがございます。質問は議員個人ではなく、住民全体を代表して行うものです。答弁は質問議員を通じて住民全体に答えるものでございます。簡潔な質問と簡潔な答弁で、住民にわかるよう協力をお願いいたします。議会の品位を損なうような発言は控えてください。よろしく願いをいたします。

議長(鴛海政幸君) これより、本日の会議を開きます。

9月10日

日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げます。再度ではございますが、各議員の発言は、申し合わせの発言時間内においてお願いいたします。また、質問は通告に基づき行ってください。

なお、執行部は、質問通告にない事項及び聞き取り時になかった事項について質問があった場合は、議長にお知らせください。

一般質問通告表の順序により発言を許します。

1番近藤紀男君。

1番(近藤紀男君) 皆様、おはようございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず初めに、新型インフルエンザ対策についてお尋ねをいたします。

新型インフルエンザ対策につきましては、昨年の12月、そして本年の6月議会と2回、質問をこれまで行ってまいりましたが、ここに至ってはその脅威が身近に迫ってきたと思っております。6月議会の際には、国内の新型インフルエンザ感染者は457人でありましたが、以降、夏場にもかかわらず国内での感染が拡大しており、8月21日の厚生労働省の発表によりますと、8月16日までの1週間の患者は推計11万人に上り、また同じく8月28日の発表では、国内の患者数は年内に約2,500万人、人口の20パーセントに達するとの推計罹患率に基づく流行推計が発表されております。

また、大分県が9月2日に発表しました県内での流行推計では、今回の流行で約30万人が感染すると予測されておりまして、この数値で言えば県民の4人に1人の割合になります。さらには、県内での流行のピークは10月中旬から下旬とされておりまして、流行時での1週間当たりの患者は最大5万8,000人と見込んでいるとのことが発表されております。

しかしながら、こうした国や県が発表しております、この数値はあくまでも推計であり予測でありますので、過剰反応することも市民の不安を助長することもあってはならないと考えますが、急速に感染が拡大している現状を踏まえ、市民の健康を守るために行政としての不測の事態に備え、万全の体制を整えておかなければならないと思っております。その観点から4点質問をいたします。

県内の自治体でも新型インフルエンザの感染者が発生してきておりますが、これまで本市での新型インフルエンザの感染者は発生しているのかどうか、

お尋ねをいたします。もし発生しておれば、年齢別とその人数をお聞かせください。

2点目でありますが、学校の新学期が始まってから10日余りが今日で経過をしておりますが、国内感染が広がる中で各学校で新学期が始まれば、さらなる感染拡大が懸念されております。本日の新聞報道でも佐伯市での感染が確認されたとの新聞記事がありましたけれども、9月5日の新聞報道によりますと、すでに県内では大分市、由布市、豊後大野市、別府市等の学校や幼稚園において、集団感染の疑いで6校、1幼稚園が休校や休園もしくは学年・学級閉鎖を決めているとの報道もなされております。

本市の学校や幼稚園、福祉施設等で新型インフルエンザに対して、現在どのような対策、予防策を講じられておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、感染が拡大しています沖縄県では、救急病院や大病院に患者が集中し、急患などへの影響が出てきているとの報道がなされ、また子どもの重症例も相次いで報告をされております。本市唯一の小児科医が本年廃業しまして、幼児や児童・生徒への医療体制が気がかりでなりません。子どもたちはもとより、妊婦や基礎疾患のある方、一般市民が感染した際、医療機関の体制や整備、受入態勢はどのように図られるのか、お尋ねをいたします。

最後の質問となりますが、県内での感染患者発生ピークは、先程も述べましたが10月中旬から下旬とされております。また9月4日の厚生労働省の発表によりますと、ワクチン接種の優先順位は患者を診る医療従事者を最優先し、次に妊婦と基礎疾患のある方、その次に1歳から就学前の幼児、そして1歳未満の乳児の両親等の約1,900万人とされております。

今回の新型インフルエンザは、これまで言われておりますように、弱毒性でほとんどの人は軽症で済むとされておりますが、国内外での感染患者の症例、入院数や重症化率、死亡率が高い妊婦や年代を問わず、持病のある方等を優先するとされております。また、低所得者等に対するワクチンの接種料金の公費補助も検討されているとお聞きしております。

具体的な指示は、今後国や県からあらうと思っておりますが、感染者発生ピークも押し迫ってきている中で、不安に思っている市民も少なくないと考えます。現時点、判明しているワクチンの接種時期、実施方法等をお尋ねをいたします。

次に、教職員の超過勤務についてであります。

昨日、本会議の冒頭、市長より提案理由の説明の中で、県並びに国による学力テストの結果が、いずれも全国平均を上回るとともに、全体的にも昨年を上回る結果であったとのご報告がありました。受験する生徒は毎年入れ替わる中で、県下でもトップクラスの成績を維持していくのは、並大抵のことではないと思いますし、関係各位のご尽力に敬意を表する次第であります。

一方、社会環境が大きく変革する中で、子どもたちの価値観や考え方が多様化し、ご承知のとおりいじめや不登校、引きこもりなど、さまざまな課題が浮き彫りになってきております。子どもたちのニーズに教職員はしっかりこたえていかねばなりません。子どもたちの心をなるべく豊かに引き出していくコミュニケーションをどのようにしていくかが大切であると思っています。

しかしながら、近年の教育現場では、多忙化の中で子どもたちと真に向き合える時間をつくることさえ困難な状況にあると思っています。昨年6月議会で教育長の所信をお尋ねする中で、教職員の超過勤務の問題についてただしてまいりましたが、今日の常態化しております業務の多忙化、超過勤務の実態、教職員の健康不安など、現在の教育現場の実態を踏まえ質問をいたします。

まず冒頭であります。教育長にお尋ねしたいと思います。現在の学校現場における多忙化について、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねをいたします。

次に、教職員の超過勤務の実態についてであります。2006年7月、40年ぶりに文部科学省が実施しました全国の小中学校を対象とした教員勤務実態調査によりますと、土日を含む1日当たりの残業時間は平均で約2時間、1月当たりでは平均3.4時間との調査結果が発表されております。

そこで、お尋ねをいたします。市教委として各教職員の超過勤務の把握はどのような形で行っているのか。昨年1年間の超過勤務の1日平均時間は何時間であったのか、お尋ねをいたします。

2点目としまして、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法では、教員に超過勤務を命じることができるのは、職員会議、生徒の実習、学校行事、緊急事態の4項目に限られるとされておりますが、超過勤務はどのような形、指示、命令で行われているのか、お尋ねをいたします。

最後の質問になりますが、職員の健康管理につい

てであります。2005年の文科省の調査によりますと、全国の公立小中高の学校で、うつ病などの精神疾患で休職した人は4,178人と、10年前調査の約3倍となっております。この原因につきましては、主に多忙化による過重労働と精神的ストレスとされております。また2006年、労働科学研究所が実施しました教職員の健康調査によりますと、健康状態に不調を訴える教員の比率は、全職業平均の約3倍に上るとされております。

昨年、2008年4月であります。改正労働安全衛生法が改正されまして、長時間労働者への医師による面接指導が完全実施となっております。長時間労働に伴う健康障がい増加に対処するため、各事業者は週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超える時は、労働者の申し出を受けて医師による面接指導を行わなければならないこととなっております。

そこで、質問であります。3点お尋ねをいたします。職員の健康管理について、労働安全衛生法上の対応はどのように図られているのか。2点目としまして、年次有給休暇の昨年1人当たりの取得日数は何日か。最後に、本市における教職員の疾病による休職は、合併後と比較しまして、現在ではどの程度の休職者がおられるのか、お尋ねをいたします。

以上で、1回の質問を終わります。

議長（篤海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 近藤議員の新型インフルエンザ対策についてのご質問に、私のほうからお答えいたします。

全国でも新型インフルエンザの拡大が報じられておまして、死亡者も出たことから、多くの市民の方々が心配されておられることと思います。市では4月28日に新型インフルエンザ対策本部を設置してから、休日を含む相談窓口の設置、ケーブルテレビやチラシ等で新型インフルエンザに対する対策等を講じてまいりました。

その後、ウイルスの病原体が弱毒性であると判断されたことに加え、感染者の増加に伴い、その対応は大きく変化されたところがございます。6月18日までは、発熱などの病状であった場合に、保健所等での発熱相談センターに電話相談したあと、指定された医療機関を受診し、疑似上の患者は入院することになっておりました。7月1日以降は、患者がかりつけのお医者さん等への電話連絡をした後に、直接医療機関を受診するように変更されました。そ

9月10日

してまた7月24日の感染情報施行規則の改正によりまして、医療機関は新型インフルエンザの発症例全報告から、集団発生への報告と変更されました。さらに8月25日、同施行規則の再度の改正によりまして、新型インフルエンザが季節性インフルエンザかを確定するPCR検査についても、原則として行わず病原体定点医療機関におけるPCR検査のみ実施することになり、医師からの届け出も不要となった次第でございます。

そのため、現在では新型インフルエンザ患者の正確な患者数は把握できておりませんが、最近での定点医療機関報告数から、大流行の兆しが出ていると考えられているところでございます。

しかしながら、大分県では8月31日から9月5日までの週における定点医療機関からの報告によりまして、県全体で2.72と前の週よりも若干減少しております。北部保健所管内におきましては1以下となっております。県内では少ないほうであります。対策には万全を期し、感染拡大を未然に防ぐよう対応してまいります。

議員ご質問の中で学校施設等の予防策でございますが、小中学校については児童・生徒に対し、うがい・手洗いの励行とあわせて発熱・せき・のどの痛みの有無などを聞く健康観察を継続して、感染をいち早く察知することに努め、発生の状況に応じて学級閉鎖等も措置を行うようにしております。また、来庁者に対しましては、消毒液を設置することによって、感染予防についての対応をとっているところでございます。

次に、医療機関の整備、受入態勢のご質問でございますけれども、県内では感染拡大を見据えて、県は新たな対応について検討しており、市といたしましても急激なる患者の増加に対応し、患者が1箇所集中することがないよう、休日当番医療機関の増加体制につきまして、豊後高田市医師会のほうへお願いをいたしているところでございます。

今後も県及び医療機関との連携を密にする中で、大流行に備えてまいりたいと考えております。

その他の質問におきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

議長（鴛海政幸君） 教育長河野 潔君。

教育長（河野 潔君） 近藤議員の教職員の超過勤務についてのご質問にお答えいたします。

大分県教育委員会が求める教師像は、「使命感にあふれ豊かな人間性をもつ教師、専門的知識を持ち実

践的指導力のある教師、柔軟性を備えたくましく生きる教師」ということであります。このような教師になる源というのは、まず健康であるということだと考えております。

しかしながら、ここ数年多忙化が問題となっておりまして、議員ご指摘のように、うつ病や強い不安に襲われるパニック障がいといった心の病気で休職する教職員が増えておるのも事実でございます。当市ではほとんどいないものの決して油断はできない状況にあると、そういうふうと考えておるところであります。

児童・生徒との接し方やモンスターペアレントに代表される保護者との関係での悩み、さらに学習指導や生徒指導、生活指導の複雑化やさまざまな活動などの要因が考えられます。

本市の教育の現状につきましても、学力面でも体力面でも多くの成果を上げており、生活指導面あるいはそういう面でも児童・生徒が落ち着いて日々の学校生活を送っておるところであります。これは管理職を始めとする全教職員の昼夜を分かたず児童・生徒の指導に当たっておる結果と考えており、その中で教師力もついたものとおもっておるところであります。

先程述べましたように、まず健康が第1であり、教職員の日々の勤務状況及び状態を充分把握し、元気で活力のある職場づくりに努めるよう、校長会や教頭会あるいは各種研究会、研修会などで、しっかりと指導をしておるところであります。

また、勤務の実態であります。先程議員ご指摘のように、学校長が教職員に超過勤務を命じられるのは4項目に限るとされておりますけれども、しかしながら教材研究や部活指導等で、自主的に学校で仕事をしている実態があるのも事実でございます。

昨年度、抽出校での1週間の勤務状況の調査では、週当たり1人9時間42分でありました。これは2校の抽出であり、時期も12月中旬といった忙しい時期でもありましたので、学校及び時期の忙しさというのは違いますけれども、1人平均月30時間程度の超過勤務が恒常的に行われていると考えておるところであります。

また、有給休暇の取得は1人平均年8.8日であり、精神的疾患で休んでいる教職員は、現在市内教職員302名おりますけれども、平均18年度が4名、そして現在は2名でございます。

また、教育委員会では先月、学校職員総括安全衛

生委員会を開催し、教職員の定期健康診断や人間ドックの受診状況、県が実施しております教職員ストレス診断システムの利用、長時間労働者への医師による面接指導制度の活用等について協議を行いまして、教職員の健康管理体制の充実を図ったところであります。

また、校長会を通して超過勤務の縮減を図るよう指導するとともに、毎週水曜日をノー残業デーとして位置づけ、その実行を図っているところであります。

さらに、各学校でも校長を学校安全衛生管理者、教頭を健康管理指導員、校長が選任した教職員を衛生推進者として、校内の労働安全衛生管理体制を整えておりまして、教職員の心身両面にわたる健康観察を行っております。

特に、超過勤務が月100時間を超え疲労の蓄積が見られる教職員や校長の日常観察で疲労があると思われる教職員に対しましては、産業医の先生に面接指導を行う体制も整えておるところであります。

今後につきましても、超過勤務の縮減に取り組み、市内の学校から休職者を出さず、健康で活力ある学校づくりに努力する所存でありますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議長（鴛海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 近藤議員の新型インフルエンザ対策のワクチン接種についてお答えします。

先般、国がワクチンの生産量を今年度は1,800万本程度可能で不足分は輸入すること、接種を行う優先順位として、「医療従事者、妊婦及び基礎疾患を持つ方、1歳から6歳までの幼児、1歳未満の乳児の両親とする」という報道がありましたので、県に問い合わせましたところ、県も国から予防接種についての詳細な情報もないとのことで、接種時期や実施方法などの詳細については、現時点ではわかりかねる状況であります。

ただ、9月8日に都道府県の担当者を集めまして、接種方法などの説明を行ったと新聞報道がでておりましたが、県が14日に市町村担当者を集めて内容説明のための会議を開くとの通知をもらっているところでございます。

ワクチン接種についての情報が明らかになった時点で、早期に市民の皆様にお知らせするため、告知放送、チラシ、ケーブルテレビなどを通じ情報提供

してまいりたいと考えております。

市内で発生しているのかというご質問でございますが、インフルエンザA型の感染者については、数名の感染者が出ているという情報がありましたが、単発の発症例で集団での感染疑い事例があったりする場合に検査するPCR検査を実施していないため、新型インフルエンザか季節性インフルエンザかという厳密な判断がついていないのが現状であります。また、今回の新型インフルエンザは抗ウイルス薬が有効であり、早期に適切な対応をとることにより、軽快していく方がほとんどと言われております。

いずれにいたしましても、感染の防止には個人個人の対策が肝要であります。引き続き市民の皆様へ基本的な予防策としてのうがい・手洗いの励行、不要不急の外出を控える、せきが出る場合はマスクをするなどの感染予防策について、チラシ、ケーブルテレビなどいろいろな手段を通じまして、感染予防の徹底を図っていきたく思っております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） それでは、再質問をさせていただきますかと思っております。

まずは、インフルエンザ対策であります。いま、豊後高田市での発生があったのかどうか、季節性か新型インフルエンザかはっきりしないというご答弁をいただきまして、そのとおりだろうというふうに思いますけれども、今後もしやっぱり新型と判明した場合の対応でありますけれども、やっぱり市民の皆様には私にお知らせする義務があるんじゃないかなというふうに思います。事実は事実として伝えなければならぬと思いますし、これは今後のことであります。仮に市内で感染者、A型と思われるというか確定した場合、それからまた集団発生が発生した場合、ケーブルテレビ、先程ご答弁でありましたけれども、何らかの方法でやっぱり市民にお知らせをし、一層の予防策の注意、喚起を講じるべきではないかと思っておりますが、この点について1点お尋ねをしたいと思います。

次に、教員の超過勤務の問題であります。教育長のほうから詳しいご説明をいただきまして、多忙化についてであります。例えば私が聞き取り調査によりますと、各学校では各種調査表が教職員自身が記入をし提出をする。その調査表が余りにも多いという声をほとんどの学校で耳にしております。さらには、こういった状況の中で児童・生徒ともって

9月10日

向き合う時間が欲しい、教材研究の時間が足りないなど、多くの意見も耳にしております。

その調査表の中で、やっぱり学校教育なりそういった形の改善につながらないものも一部見られるということも耳にしておりますし、こうした調査表は年間どの程度あるのか。過去1年間における実数であります。県教委、市教委と区分けしてその数をお尋ねしたいと思います。この調査表がやっぱり多忙化の一つとなっているのではないかと私も思っておりますので、このことをお尋ねをいたします。

超過勤務の実態についてでありますけれども、抽出による平均時間、先程教育長からご答弁をいただきまして、ほぼ全国平均と同じだろうというふうに私も思っております。しかしながら、抽出によるデータでは、あとの質問、健康管理にもかかわってきますだけに、これで把握、管理ができていないのかと少し疑問に思っております。ノー残業デーを設けているとのことでありますが、この日はほとんどの職員が超過勤務をせずに帰っているのか、その実態と恒常的に超過勤務をせざるを得ない、また持ち帰り仕事をせざるを得ない要因について、どのようなお考えであるのか、お尋ねをしたいと思います。

以上で、2回目の質問を終わります。

議長（鷺海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 近藤議員の再質問にお答えいたします。

先程言われました拡大防止ということにつきましては、大変肝要でございまして、発表につきましてはどの程度発表するかということにつきましては、協議をしながら対応をしてみたいと考えております。

以上であります。

議長（鷺海政幸君） 教育庁学校教育課長早田義司郎君。

教育庁学校教育課長（早田義司郎君） 近藤議員の再質問にお答えいたします。

まず、調査ものの件であります。国及び県そして市からの区分けという部分がありますが、ちょっとその部分は難しいわけですが、合わせて平成20年度分ですが約70件ほどありました。そのうち管理職が記載するのが15件、そして事務職員が処理するものが20件、残りの35件が教諭が処理するものであります。

しかしながら、教諭1人が35件を処理するとい

うわけではありまして、校務分掌で分担されており、自分の分担の部分処理すると、そういう状況であります。そのあと、管理職にその調査ものを提出をいたしまして、管理職がチェックをして教育委員会に提出と、そういう流れになっております。

それから、超過勤務の要因ですが、いま、議員がおっしゃられたように、確かに通知文や調査ものが増えているのも確かであります。先程教育長が申しましたように、児童・生徒それから保護者の多様化に伴う対応の多さというものも考えられるわけでありまして。

また、学力、体力それから心の教育等に、社会の要請にこたえようと必死に頑張っている教職員の姿勢も見受けられるわけでありまして。教育というかけがえのない仕事に奉職しておることから、前向きに多くの取り組みをしているという現状があります。

それから、ノー残業デーの実施を呼びかけてはいるんですが、なかなかそれができていない現状にあります。こちらとしては、やはり週1回でも休養をとってもらいたいという意味で、この実施を今後強気に進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

議長（鷺海政幸君） 1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 最後の質問となりますが、要望として述べさせていただきます。

まずは、インフルエンザ対策についてであります。現在、市内の内科医院では、一般的な夏風邪の患者を相まって、現在問い合わせ等の電話でかなり混乱を来していると、私も実は伺っております。とりわけ、幼児や児童・生徒の保護者、また妊婦や先程来言われておりますように基礎疾患を抱えた患者、高齢者の方々など、不安に思っている方もかなりおられるというふうに思います。

今後、市内で感染がどの程度広がっていくのか全く予測がつかないだけに、対策本部、関係各位のご苦労も大変だろうと思っておりますけれども、市民の健康を守るための十分な対策を講じていただきますことを要望いたします。

次に、教職員の超過勤務についてであります。この点も最後、要望として述べさせていただきます。

本日のご答弁をお聞きしまして、私のいままで聞き取り調査をした部分と比較しまして、現場教職員のやはり思いと市教委が把握している、考えている

点にかなり隔たりがあるなというふうにも少しは感じているところがあります。今後、超過勤務の把握を含め、教育現場の実情をしっかりと検証していただき、子どもたちともっと触れ合う、向き合える時間の確保にぜひともご尽力をいただきたいというふうに思っております。

ご覧になられたとは思いますが、昨日の大分合同新聞に、実は県議会一般質問の要旨が掲載をされておりました。その中で、平岩県議の教育現場が抱える課題をどう考えるかの質問に対して、林 浩昭県教育委員長の答弁を概略紹介をさせていただきますと、「昔と比べて社会や家庭の状況が変化をし、特別な支援が必要な子どもも増えている。教員が子どもと向き合う時間を確保するのは極めて重要である。文書の簡素化やモデル事業の見直し、仕事の進め方等を見直すハンドブックの配布などで、負担軽減に努めている」との記事でありました。

多忙化による影響を一番受けるのは、教職員のみならず児童・生徒であると思っております。子どもたちの学力向上には、教職員自身による教材研究が最も大切であると考えております。ゆとりある学校現場の環境づくりに一層のご尽力を要望しまして、私の質問を終わります。

議長（鷲海政幸君） 一般質問を続けます。

5番山田秀夫君。

5番(山田秀夫君) 5番山田秀夫でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

まず、肺炎球菌ワクチンの予防接種の公費助成についてお尋ねをいたします。

肺炎は現在、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患に次いで日本人の死因の第4位で、9万4,942人であるとともに、その95パーセントを65歳以上の高齢者が占めております。

肺炎の原因の25パーセントから35パーセントを占めているのが肺炎球菌であります。日本では一般生活者の肺炎予防に対する認識が極めて低い状態にあります。高齢者のインフルエンザと肺炎に関する意識調査によりますと、高齢者や家族の76パーセントが肺炎は高齢者にとって怖い病気と感じているにもかかわらず、肺炎は予防できることを知っていたのは、わずか18パーセントにすぎないのが現状であります。

今年の秋に新型H1N1も含めてインフルエンザの大流行が懸念されており、またインフルエンザ死亡例の多くは肺炎を併発しております。新型インフ

ルエンザ対策の一環として、予防ワクチンの接種対象者は65歳以上の方、心臓や呼吸器に慢性疾患のある方、腎不全や肝機能障がいのある方、糖尿病の方、脾臓摘出など脾臓機能の不全のある方に対して、肺炎球菌ワクチンを奨励しております。肺炎による死亡数をこのワクチンによって3分の1以上防げる可能性があると言われております。新型インフルエンザで肺炎を併発した症例の起炎菌を調べたところ、約3割が肺炎球菌だったというデータがあります。

肺炎球菌ワクチンの予防接種に公費助成をする自治体も徐々に増えており、7月末現在、129自治体が助成をしております。ワクチンの医療費抑制効果が浸透しつつあるようであります。

本市においても、ぜひ高齢者が安心して暮らせる豊後高田をつくるためにも、市民への周知対策と公費助成を行ってほしいと思っておりますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

次に、生活習慣病予防の健診審査の状況とその対策についてお尋ねをいたします。

生活習慣病予防の健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に定められたもの以外については、健康増進法の規定による健康増進事業として、市町村が実施することとされております。日本人における3大疾病は、現在、がん、心疾患、脳血管疾患と言われております。また、高血圧、糖尿病、中性脂肪やHDLコレステロールの脂質の異常などの生活習慣病で医療機関を受診する人が、年々増加しているのが現状であります。

生活習慣病の原因はさまざまな要因が重なり合っている場合がほとんどですが、飽食や運動不足になりがちな現代において、肥満が大きな要因の一つとして問題視されております。特に、内臓の周りの脂肪がたまる内臓脂肪型肥満は、メタボリックシンドロームの原因となり危険な脂肪であります。中年以降の男性や閉経後の女性に多く見られることがわかり、2008年4月からメタボの早期に予防改善するための健康診断、特定健診検査がスタートいたしております。40歳から74歳を対象にした2008年度のメタボ健診の受診率は、全国平均で25パーセント以下にとどまっていることが、集計で明らかになりました。国が掲げる2012年度までの目標は65パーセントであります。2008年度は初年度ということで、市町村の取り組みが遅れている実態や、実施状況に格差があることが浮き彫りにされております。

特定健診は腹囲や血圧、血糖値などから心筋梗塞などのリスクが高いメタボリック症候群を早期に発見し、保健指導で医療費を減らすねらいで始めました。周知不足などから受診率が伸びなかったと見られます。受診率が低いと、後期高齢者医療制度への支援金増額などの罰則が科せられる可能性もあり、今後、自治体の多くは実施体制の強化など、受診率に向けた対策が大きな課題となっておりますが、本市の状況とその対策についてお尋ねをいたします。

次に、厚生労働省の多重債務相談事業の本市の取り組みについてお尋ねをいたします。

国民健康保険料の滞納を減らすための市町村が多重債務者を手助けし、消費者金融などのグレーゾーン金利で払った過払い金を取り戻して保険料に充てる。こうした厚生労働省のモデル事業が効果を上げております。厚労省は、全国の市町村に広げる方針であります。複数の借金をかかえる多重債務者は、生活に困窮し保険料や税金、水道料、公営住宅家賃等を納められなくなっているケースが多いのであります。

一方で、民事上、支払う必要のない過払い金を貸金業者に払っていることも少なくありません。事業の仕組みに市町村が窓口で滞納者の相談に乗り、過払いのある可能性があれば弁護士につなぎ、弁護士が貸金業者に返還の請求をいたします。回収ができたお金から、滞納者が弁護士費用を支払い、自分の意思で保険料や税を納めます。

2007年6月から、千葉県、岐阜県、愛知県、島根県の21市町村で実施をしております。厚労省の2008年10月末のまとめでは、相談に訪れた計671人の中から、過払い金がありそうだったが、約4割に当たる267人で、返還された過払い金は3億7,000万円で、そのうち4,500万円が保険料として納付に充てられております。事業費は相談員となった弁護士291人への手当190万円だけでした。

愛知県豊橋市は、納付を促す催告書に多重債務相談を実施していますという市民へのチラシを添えて呼びかけております。丁寧に仕組みを説明すると、滞納者の27人の内16人が過払い金を取り戻し、保険料の計620万円を納めております。また、1,000万円を取り戻した人もいたそうであります。

多重債務者は、市民税ほかその他の税金も滞納しているケースが目立つため、過払い金はいずれの滞納分に充てるかは、生活設計も考えながら、弁護士

と相談して決められております。

本市としても、いままで以上に困って独りで悩んでいる市民に、一日でも早くこのような方法を用いて、少しでも相談窓口を拡充してはと考えますが、本市の状況とその取り組みについてお尋ねをいたします。

次に、本市の公園の運用についてお尋ねをいたします。

第3回臨時会で提案されました公園整備に1,500万円が計上されております。公園内に設置の老朽化した遊具の更新等であります。対象は、新町、中ノ島、来縄、白石となっておりますが、その地域の実情をかんがみ、おのおのの地域に合った公園づくりを考えるべきだと思います。

大阪府は子ども向けの遊具の代わりに、高齢者の運動用に平均台や鉄棒などを設置する公園が増えております。ボランティアを講師に迎え、運動教室などを開いて、介護予防のための体力維持を目標としております。運動は4種類あります。転倒やふらつきを予防する運動や肩こりを軽減する運動など、高齢者が取り組みやすく、運動機能の維持につながるものを中心としております。面倒がらずに習慣づけしてもらえるように、負荷が小さな運動ばかりを用意して、小学校と同じような地域に常にある存在として定着をいたしております。

また、その地域での住民によるグラウンドワークの手法で公園が生まれ変わった例もございます。盛岡市の西松園町は、町内に荒れた公園整備の要望を受けた市がグラウンドワークを活用した行政と地域住民、企業がパートナーシップを組んで、コーディネーターの支援を受けながら公園整備を行っております。町内会の役員は、先進地を視察しながら理解を深め実行委員会を組織し、ワークショップを10回以上開き、公園のイメージをつくり上げております。構想が固まると地元企業に協力を求め、ベンチなどを調達、住民ができることは自ら手掛け、約1年かけて自分たちが公園を完成させております。現在、公園のシンボルとなっている花壇の水やりや剪定なども、近隣住民らが定期的に取り組んでおります。町民からは、通りかかると花を見たくなる。ときどき園児が散歩に訪れ賑やかになったと言います。委員長は、自分たちの手掛けた公園だからこそ、10年も維持管理が続けられる。また、地域住民の連帯感が生まれたことが一番の成果だと話しております。公園整備がコミュニティ形成に果たしている役

割は大きいものだと思いますが、見解を求めます。

次に、学校の全面禁煙の本市の状況とその対策についてお尋ねをいたします。

学校における健康教育の中に、喫煙防止教育において使用される学習方法とその防止教育の評価を行っております。日本の青少年の喫煙経験率は、小学校高学年以降急増すると言われております。まず、喫煙経験率は、男子では小学校6年生で20パーセントから、中学校3年生では45パーセント、女子では、小学校6年生で14パーセント、高校2年生までに36パーセントと急増しております。このことから、小学校の段階から喫煙防止教育が必要であることがわかります。その教える側の教師も、せめて学校内での全面禁煙にして、真摯に児童と生徒に向き合ってほしいと思います。公共の場の禁煙が進む中、全国の公立小中学校、高校の少なくとも約2万4,000校が敷地内を全面禁煙していることが、小児科医グループの調べでわかっております。全国3万6,000校の約66パーセントに当たります。2005年の文科省調査と比べても約20パーセントの伸びを示しております。子どもをたばこから遠ざけるよう教職員の意識が高まっていると言えます。

しかし、都道府県ごとの実施率にばらつきが見られます。学校内の受動喫煙防止対策は3種類あります。一つ目は、敷地内全面禁煙、二つ目は、建物内に限って禁煙、三つ目は、建物内に禁煙場所を設置し、分煙を講じるであります。全国的には秋田県、茨城県、福井県、静岡県、滋賀県、和歌山県の6県が100パーセントを達成しております。大分県では53パーセントであります。本市では、現状どのようになっているのか。また、今後どのような対策を立てておられるのか、教育長にお尋ねして、1回目の質問を終わります。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 山田議員のご質問の中で、本市の公園運用についての取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

公園の整備につきましては、昨年度よりまちづくり交付金を活用しまして、中央公園の整備と、今年度、地域活性化経済対策臨時交付金を活用しまして公園改修を計画しているところでございます。

ご質問のありました地域の実情に合った子ども向けから高齢者までの、また、住民参加型の公園整備につきましても、私も同じ考えであります。

今回、全面改修を行う中央公園の中で総合的に計

画をしていきたいと考えているところでございます。中央公園は、市の中心部に位置し、子どもたちの活動の拠点に、子どもにとって魅力ある遊んでみたい公園を目指しております。子どもゾーンといたしまして、幼児から小学生を対象にした大型遊具等の配置を行う遊具広場、それと、広大な芝生広場を中心とする子どもスポーツ広場の整備を行います。子どもスポーツ広場につきましては、現在のソフトボール場に代わる広場であります。現在、ソフトボール場の利用状況は、土日の利用が主でありまして、バックネットや防球フェンス等によって閉鎖されており、利用状況は決してよいとは言えません。見通しのよい明るい公園整備をとの声を受け、子どもたちがいつでも自由に利用でき、また、お父さんやお母さんが子どもを連れて行きたくなくなるような公園整備を目標としております。

基本的に子ども向けの公園整備でありますけれども、一方で、議員ご提案の高齢者も利用しやすい公園であることも必要であると考えております。高齢者向けの運動施設につきましては、公園内でウォーキングが楽しめるような周回園路の整備をするともに、それに距離表示等の設置を行います。また、その周辺に健康遊具等を配置して、高齢者の健康増進の用途も備えた公園整備をしたいと、そういうふうに考えているところでございます。

また、グラウンドワークを利用した市民参加による公園づくりでありますけれども、公園の入り口やステージ横に市民花壇をつくりまして、市民参加による季節感あふれる公園づくりを行いたいと考えております。

次に、今年度、地域活性化経済対策臨時交付金で実施します公園整備でありますけれども、主に対象公園内に設置している老朽化した遊具の更新や使用されてない遊具の撤去、ベンチの取り替え等を予定しているところでございます。しかしながら、平均台とか鉄棒、背伸ばしベンチなどの健康遊具につきましても、可能な限り設置をしたいと、そういうふうに考えております。

そしてまた、今後、市内の他の公園におきましても、議員がご提案のとおり、すべてが児童公園である必要はないと思っております。そういう面で、高齢者向けの公園整備もみんなで検討してみて、そして、地域の実情に合った整備計画をしていくと、そういうことが地域に密着した公園づくりだと、私もそう思います。これからぜひそういうふうにした

9月10日

いと思います。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（鴛海政幸君） 教育長河野 潔君。

教育長（河野 潔君） 山田議員の学校の禁煙対策のご質問にお答えいたします。

本市の受動喫煙防止対策は、現在市内の小中学校で建物内に限って全面禁煙の措置をとっています。この措置は、児童・生徒への健康教育及び副流煙による受動喫煙等の問題から、児童・生徒の目に触れない建物外の喫煙場所を確保するものであります。しかしながら、学校によっては、児童・生徒の目に触れる場所が喫煙コーナーとなっている実態もあり、たばこの害の健康教育を推進する立場の教師が、教育の場で喫煙している現実に矛盾を感じているところであります。

ただ、たばこは嗜好品であるため、難しい課題もありますが、先日、学校職員総括安全衛生委員会を開催し、喫煙の問題、状況について論議をいたしました。やめようと思っているがやめられないといった喫煙者からの声や、たばこの煙を吸っただけで咳き込むといったさまざまな意見も出されました。他市の学校で勤務していた際、敷地内禁煙に取り組んだ事例も報告をされました。それは、敷地内禁煙を確実に、そしてスムーズに行うため、学校医を招いてのたばこの害の講演会やPTAとの話し合いを通して、長いスパンで学校での禁煙について、教職員、保護者、そして地域の人たちに理解を求めていったという実践の取り組みでありました。

本市教育委員会といたしましては、児童・生徒の健康教育という視点及び喫煙者、禁煙者双方の健康維持に立った学習会や話し合いを重ねながら、敷地内禁煙に向け取り組んでいきたいと考えておりますので、何とぞご理解をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（鴛海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 山田議員の肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお答えします。

肺炎は現在日本人の死因の第4位であり、平成18年の統計によると県内で1,244人の方が肺炎によりお亡くなりになっています。そのうち、65歳以上の高齢者は、1,211人で、肺炎で亡くなった方の約97パーセントを占めている状況です。肺

炎の原因となる菌はいろいろとありますが、そのうちの一つが、議員ご指摘のように肺炎球菌です。肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎を起こす原因となる病原体の中で最も頻度の高い肺炎球菌という細菌をねらった予防ワクチンで、すべての肺炎に有効ということではありませんが、肺炎になっても軽症で済むとは言われております。1回接種することで5年間ぐらいの免疫を獲得することができますが、再接種した場合は、強い副反応が出ることもあるため注意が必要と言われております。

肺炎球菌ワクチンの接種は、使用実績等が少なく、患者数やワクチン接種の有効性、安全性についての調査も充分ではないと聞いています。肺炎球菌ワクチンに公費助成をしている自治体もあると聞いていますので、調査研究してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、市報等で肺炎予防策について周知等を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 保険年金課長南松豊久君。

保険年金課長（南松豊久君） 生活習慣病対策についてお答えします。

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、各保険者は、特定健康審査及び特定保健指導を実施することが義務づけられました。この健診は糖尿病等の生活習慣病の該当者や予備群の人を早期に発見し、病気の進行や悪化を食い止めることを目的としています。

近年、生活習慣の変化等により、糖尿病等の生活習慣病の有病者や予備群が増加しており、それを原因とする死亡は全体の3分の1にも上ると推計されています。生活習慣病を予防するための特定健診を行うことは、糖尿病や内臓脂肪症候群の該当者や予備群の人を早期に発見することにつながります。この特定健診は国が示す基準に即して各保険者ごとに実施計画を定め、平成24年度の目標値に向け実施することになります。

ご指摘のように、平成24年度における目標値への達成状況により、保険者から拠出する後期高齢者医療制度への支援金額について加算または減算の措置がとられることとなります。本市の平成20年度の健診の実施状況ですが、受診率については45.1パーセントとなっています。平成21年度の受診目標値は50パーセントとなっていますので、受診率向上のため、昨年に引き続き市報やケーブルテレ

びを活用した広報活動を行い、また、平日の時間に受診することが困難な方への対応として、夕焼け健診や休日での健診に取り組んでいます。

なお、本年度は医療機関での健診を、大分県厚生連健康管理センターと宇佐高田地域成人病検診センターをお願いしていますが、今後、豊後高田医師会にも協力をお願いし、掛りつけの医療機関でも受診できるよう、受診率の向上に向け取り組んでいきたいと考えています。

さらに本年度、市民の健康保持推進を図ることを目的として、各自治会ごとに健康推進員を設置することに取り組み、現在、真玉地区、香々地地区を対象に76名の方に委嘱したところでございます。今後、高田地区においても、健康推進員を設置していくよう計画しているところでございます。この健康推進員の皆様方にも、地区内の方に対して健診の受診についての声かけをお願いし、受診率の向上に向け努力していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 市民課長橋本和明君。

市民課長（橋本和明君） 厚生労働省の多重債務事業の本市の取り組みについてお答えします。

現在、我が国の消費者金融の利用者は1,000万人を超え、そのうち5社以上の消費者金融などからお金を借りている多重債務者は約230万人に及ぶと見られています。こうした多重債務に陥った債務者を早期に債務整理に導く必要がありますが、我が国では、多重債務者の数に比べて相談窓口の数が充分とは言えない状態にあります。そのため、自治体の相談窓口における役割は極めて重要であると言われております。本市の相談体制につきましては、市民課相談係の職員と7月から配置をしています消費生活相談員が相談室にて対応を行っています。

今年度の8月末までに受けた相談は、多重債務相談が3件、消費生活相談が10件、苦情相談が36件でございます。特に多重債務相談、消費生活相談につきましては、個人情報保護の下に必要な応じて弁護士会、司法書士会、法テラス大分等の公的団体組織との連携をとりながら、できるだけ早い段階で解決の糸口が見つかるように迅速に取り組んでいるところでございます。今後も多重債務者が独りで悩みを抱えず、気軽に相談できるよう市報等を通じて呼びかけていきたいと考えています。

厚生労働省がモデル事業として行った多重債務で国民健康保険料等を払えなくなった人を対象に貸金

業者からの利子の過払い金を回収し、国保料・税等の滞納分の支払いに充てる多重債務相談事業につきましては、東京都ほか4県の22市町村が参加をして事業効果を上げていますので、本市といたしましても、今後の国、県の方針等を十分に把握をして対応を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 5番山田秀夫君。

5番（山田秀夫君） それでは、再質問というよりはちょっと要望して終わりたいと思います。

まず、多重債務者の件ですけれども、何か相談しにくいって、だれに相談すればいいのかわからない等の理由から、なかなか表面化しにくいものであります。特に、市においては、税務課とか水道課等の徴収担当課は税金が払えないなど、生活に困窮している市民と接している場合がたくさんございます。市の相談窓口に行くように説得をしていただきたいというふうに思いますし、それに向けて、担当課と相談窓口がすべての情報を共有する方法をお願いしたいなというふうに思います。そのためには、相談窓口における対応の充実が必要となります。相談窓口の対応としては、多重債務に陥った事情を丁寧に聴取し、考えられる解決法の選択肢、例えば、任意整理、特定調停、個人再生、自己破産等を検討、助言し、必要に応じて専門機関に紹介、誘導していただきたいなというふうに要望いたします。

もう一件は、学校の禁煙の部分ですが、いま教育長が答弁いただきましたけども、当市は、建物内の全面禁煙、理想は敷地内の全面禁煙が理想ですが、それに向けた取り組みの期間中は、ぜひ児童・生徒の目に触れない、建物外の場所がない学校では、逆に建物内に全く目のつかない場所で喫煙をしていただくように考えるべきだと思います。児童・生徒にとりまして教師は規範であります。教師がたばこを吸う姿を見せないことで、吸わせない教育につながると思います。児童・生徒は、喫煙から、いま問題になっています大麻や覚醒剤へと移行していく可能性が多いようであります。まず喫煙防止を強く要望して一般質問を終わります。

以上です。

議長（鴛海政幸君） 一般質問を続けます。

3番安達 隆君。

3番（安達 隆君） 皆さんおはようございます。

3番議席の安達でございます。

若宮八幡大祭についてと奨学金の問題について質

9月10日

問いたします。

毎年恒例の若宮八幡大祭が10月の30日から11月1日にかけて行われることとなりました。質問の前に若宮八幡の由来について若干述べていきたいと思います。県文化財保護審議会委員の入江英親先生の説によると、西暦718年旧高田町御玉錦田にあったあら玉、これは掘り出された玉ということで、すね、を玉の湯で洗い、ご神体として祠を建て、天照大神の主に三神を奉斎したものであり、西暦852年に我を奉斎すべしとの若宮八幡大神のご託宣があり、その奏上によって朝廷では2名のものを宇佐宮の造営師として差し遣わし、社を建立したとあります。川渡しの由来は、もちろん下宮が建立されてからであります。その時期はわかっていませんが、かなり古くから行われていたと思われます。わかりやすく言えば、昔は、旧暦の10月13日から15日までの3日間の行事でありまして、いまでいば、非常に寒い時期でありました。若宮様が川を渡って宮町の下宮にご神幸され、みこしがつくと、ご神体を遷座、引き続き下宮の裏にある管領所から宇佐神宮のご神霊をご勧請するものであり、向かって左の座に宇佐八幡、右の座に若宮八幡が鎮座されることとなります。もちろんお賽銭箱は二つありまして、左は宇佐八幡、右は若宮八幡ということになっております。そういった中で、親子の対面ということとされるわけです。

みこしの担ぎ手は昔から陸は来縄の若衆、川は高田全域の若衆となっております。そうした中で、川組のことを主体に質問します。

昔は寒い日が多く、川組はみこしを陸組に渡すと、一目散に走って宮町の銭湯に駆け込んだものでしたが、その宮町の銭湯がなくなってから、風呂にも入らず帰っていると聞いています。せめて川渡しの一定時間は花いろを開放すべきと思いますが、答弁を願います。また、現在、桂川は部分的にヘドロがたまっている所が多く、場所によっては膝まで浸かるくらいある所があるそうですが、祭り前の川の清掃くらいはすべきではありませんか。

そして、奨学金についてお尋ねします。

本市においては、豊後高田市奨学資金制度があり、特に高校生に対しては、申請者の内、学業、人材ともに優秀でありながら、経済的理由により就学困難な生徒に対して資金を支援し、有用な人材を育成することを目的とし、高田中学校、そして、高田高校の校長先生を含めた奨学生選考委員会にて決定され

ます。今年の5月7日に開催された豊後高田市奨学生選考委員会において、ほとんどの委員から1ヶ月3,000円の奨学金では少な過ぎるのではないかと、せめて5,000円くらいにすべきではないかとの意見が出されました。

さきの6月議会では私は、この非常に厳しい経済状況の中で、高校生に向けた奨学金を増額すべきではないかと質問し、教育長は前向きに検討していきたいと答弁されましたが、その進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

以上で1回目の質問。

議長（鴛海政幸君） 教育長河野 潔君。

教育長（河野 潔君） 安達議員の奨学金につきましてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、本年度第2回定例会での議員のご質問に、次年度の高校生の奨学金につきましては関係機関と協議をし検討していくとお答えをしたところであります。その後、鋭意県内各市の奨学金制度につきまして調査を行ってきたところであります。今後は関係機関から意見を聞きながら、前向きに検討を進めてまいりたいと考えています。具体的には、議員ご質問の高校生への奨学金につきましては増額いたします。金額につきましては、現段階では決まっておりますが、他市の状況も踏まえ、時代に即した奨学金制度となるよう検討していきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いたします。

議長（鴛海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 若宮八幡大社に関するご質問についてお答えいたします。

改めて申し上げるまでもございませんけれども、若宮八幡裸祭りにつきましては、みこしの川渡し行事というのがこの祭りの中心でございます。川組の皆さんには冷たい水の中、伝統行事継承のため、祭りの盛り上げのため、毎年ご活躍いただいております。議員ご指摘のとおり、宮町に銭湯がある時代には、川組の皆さんはみこしを担いだあと銭湯に入って着替えをしておりました。宮町までの長い距離を寒さに震えながらも、沿線の観客に激励されると誇らしく嬉しかったという当時の川組関係者の思い出をお聞きいたしておるところでございます。銭湯がなくなりましたあと、平成12年には、当時の川組の関係者のご協議申し上げまして、花いろが整備される前の川原温泉を開放し、市役所の前からマイクロバスで送迎をしたところござい

ます。

しかしながら、平成13年には、花いろがオープンの前で利用できる場所がなかったために、仮設の風呂、それからシャワー、こういったものを設置してはどうかということで関係者の皆さんと協議をしてまいった経過がございます。

しかしながら、経費の問題などでそれが実現できませんで、市役所を着替え場所に利用するというところで、当時その利用をいたしました。花いろがオープンしました年にも、また関係者の皆さんと協議をしたところでございますけれども、最終的には、川組の皆さんの意向は、花いろの開放よりも早く着替えをしたいということが優先したようでございまして、引き続き、市役所を着替えの場所として提供してほしいという要望をいただいたところでございます。

これを受けまして、市役所1階のホールや、それから、廊下にシートを敷きまして、ストーブ、それから、温かい汁、こういったものを準備するなどをしてご活用いただいて、現在まで続いておるところでございます。

その後、特に川組保存会の皆さんから、花いろ開放のご要望はいただいておりますけれども、この機会にまたご相談いたしまして、もちろん花いろの営業の問題という問題もございますので、ご要望があれば、改めてまた調整をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、先程の川の清掃の件でございますけれども、確かにこれも定かではございませんけれども、もうすでに20年以上前から玉津側につきましては、みこしが下りる坂の下の部分、それから、高田側につきましては、やはりみこしが上り下りする坂の少し手前の内側の部分、こういったところに柔らかい土砂、ヘドロと思われますけれども、そういったものがたまり易く、みこしの皆さんには足をとられる状態が続いているようであります。

ご質問の川の中のこの土砂の清掃、土砂の撤去というものにつきましては、また法的な問題、それから、工事的な問題があるように聞いておりますので、また川組の保存会の皆さんにもお聞きいたしまして、関係課と協議した上で、管理は県のほうでございまして、県の皆さんと相談してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 3番安達 隆君。

3番（安達 隆君） いま観光課長が述べられたように、県の管理するところであるし、川組と観光課長よく相談して、県も交えて前向きになるようにしてもらいたいと思います。

それから、奨学金については、教育長本人も非常に前向きで立派な答弁ありがとうございました。

これで、私、質問終わります。

議長（篤海政幸君） 一般質問を続けます。

8番河野徳久君。

8番（河野徳久君） 8番、松友クラブの河野徳久です。一般質問をします。

質問に入る前に、本年も小学6年生と中学2年生に実施した県基礎・基本の定着状況調査において、郡市別に見ると、豊後高田市、宇佐市と速見郡がすべての科目で全国平均を上回ったと大分合同新聞にて報道されておりました。当事者の児童・生徒の皆さんはもちろんのこと、先生を始め、関係者の方々に敬意を表し質問に入ります。

初めに、教育問題であります。本市の全国学力テストの結果と内容の分析について質問します。

新聞記事によりますと、大分県の平均正答率では、基礎的知識を見るA問題の小学校6年生の算数を除いた他の全分野で全国平均を下回りました。小学6年生、中学3年生の全国順位はそれぞれ40位で、ともに37位だった昨年より下がっています。そこで、本市の児童・生徒の各教科における具体的な正答率や全国での位置、さらにはその結果の内容について具体的にお尋ねします。

次に、今後の取り組みについて質問します。8月25日の大分合同新聞の一面トップ記事は、「全国一斉見直し学力テスト縮小、民主が方針」とあり、私は驚いてしまいました。平成19年に始まり、わずか3年足らずのことだからです。3年前の記事を見ますと、文部科学省は子どもの学力低下への懸念を受けて43年ぶりに実施、また、小学校6年生と中学3年生の233万人余りがテストに臨んだとあります。そして、調査の目的は、まず第1に、国が全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童・生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握、分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。二つ目に、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、みずからの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取り組みを通じて、教育に関する継続的

9月10日

な検証、改善サイクルを確立する。各学校が、各児童・生徒の学力や学習状況を把握し、児童・生徒への教育指導や学習状況の改善に役立てるとあります。まさに、いまの児童・生徒の教育に必要なことだと思います。

私は、この学力テストは、まだまだ継続をして実施すべきだという立場であり、見直す時期ではないと考えます。かねがね私は教育は変わらなくてはならないもの、変わってはならない不易なものがあると言ってきました。この10年間で本市の学力は大分県下で5年連続1番になりました。今後もぜひ文部科学省の方針を取り入れながら、本市独自の施策を継続し、教育のまち豊後高田市の躍進をお願いするものであります。今後の取り組みについて、教育委員会独自の施策や各学校の学力向上に向けての対策等についてお尋ねします。

新聞記事によりますと、平成20年度の全国学力テストにおける公立小学校6年生の結果について追加調査した文科省の専門家会議は、保護者の年収が高い世帯ほど子どもの学力が高いと調査結果を報告しました。公教育をめぐる低所得者の支援が改めて課題となりそうだと結んでいます。特に、知識の活用と算数Bの平均正答率は差が最も大きかったとあります。本市での結果について、答えられる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

次に、向学心がありながら進学を断念せざるを得ない生徒への支援として、行政が仲立ちしての篤志家による奨学金制度について、本市ではどのようにしているのかをお尋ねします。

最後に本市の学力の向上に学びの21世紀塾の果たした功績は大であると思います。予算書を見ますと1,000万円弱であります。充実のための予算増額を検討する考えはないのかをお聞きします。

2番目に図書館整備についてお尋ねいたします。今日、私たちは高度な情報化社会の中で最新の情報を知ることにより的確な行動や複雑化する社会で豊かに生きるための知性が求められています。豊富な機能を有し、生涯学習の拠点となる図書館の整備は大変重要なことと思います。市民一人一人が、いつでも希望する図書を借りること、情報を得ることの体制を構築し、また学校図書館と連携し、子どもの読書活動を進める上で極めて大事なことと思います。

永松市長におかれましては、4期目の公約の中でも、特に大きな柱として図書館の建設を位置づけておられたのでしょうか。本年4月5日の決意表明の中

で、力強く図書館の建設を述べられました。私ども議会は、請願等において任期中にできないものは、できるだけ控えるようにいたしております。行革に取り組んでいるさなか、図書館建設について一抹の不安を私は感じましたが、市民にお約束をした以上、この4年間に新図書館が完成するであろうと私は思っております。建設する場所、規模、完成時期、また財源についてお尋ねします。

最後に、新型インフルエンザ対策の公の施設での予防整備についてお聞きします。

新型インフルエンザは、これから大流行するであろうと騒がれております。その予防については、うがいと手洗いにて対応とあります。現状ではワクチンの生産が追いつかず、元気で働ける人々にはワクチン接種の順番が回ってこないようです。公共施設での感染を最小に抑えるためのうがい、手洗い等を行うことができる態勢が万全であるのかをお聞きします。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 河野議員のご質問の中の図書館の整備に関するご質問に、私のほうからお答えいたします。

市立図書館の整備につきましては、新市合併後の基本方針に基づく建設計画の中で、生涯学習の最重要施設として整備するとされておりまして、これは早期に建設に向けて取り組まなければならないものであります。

ご案内のように、現在本市は「昭和の町」と「教育のまち」と二つの顔を有しております。過疎化、少子化という大きな社会的事象が偏在化する中で、子どもの成育過程における教育という課題は、新聞報道等で学力を始めいろんな角度から頻繁に特集記事が組まれておりますように、少子化の時代にこそ、特化され高い関心度が顕在しているものと思われま

す。本市の一つの顔であります「教育のまち」は、ちょうど8年目を迎えることとなります。母体となります学びの21世紀塾はさらに進化を続け、ますますその評価は全国に広まりつつあります。私の今期の施政推進の重点施策の一つに、「未来を拓く人材の育成」を掲げております。換言すれば、教育のまちづくりでございます。

この教育のまちづくりに関する推進項目の中に、放課後等の学習の場の提供を謳っております。これ

は学校での授業を終え、放課後に児童・生徒たちが宿題や自主学習を進めようとするのも、校外にそのための適当な場所は極めて少ないことは周知のとおりでございます。放課後、子どもたちが自主学習を思い立てば、真っ先に足が運ばれる先は図書館でなければなりません。

私は、そういう面では現在の市立図書館は小規模で、学習目的のための利用数は限られております。特に、夏休み等の長期休暇中には、学習目的で来館する児童・生徒数はさらに増加するために、隣の中央公民館の空き室を提供しているところでございます。

このような状況から、市立図書館の建設は満を持していると言えますが、図書館建設まで当面の放課後学習の場を確保する上で、勤労者青少年ホームに今月7日に、「学びの21世紀塾」寺子屋昭和館を開塾したところでございます。これにより、また一つ新たな学習の場が広がったわけでございますが、逆に本題であります市立図書館の未来ある人材育成に果たすべき役割の一端が、改めて具現化されてきたものと思慮いたします。

平成20年の中央教育審議会による知能循環型社会に係る答申の中で、「図書館は社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の知の拠点であり、質・量両面における充実が図られるべき」と提唱されております。

このことから、今後は図書館の建設に当たっては、図書館を基軸とした知の地域づくりが求められる時代に移行していくものと考えられます。地域の歴史や文化並びに芸術を大切に作る気風と、それを育む環境づくりが質の高い教育へつながり、人材養成の質も高まるものと期待されるわけでございます。

大きな夢と期待に膨らむ新図書館の建設につきましては、今期の私の選挙公約でもあります。財源となるものは、合併したおかげさまで合併特例債というものがございます。これを有効に活用して、私の任期中に実現をさせたいと考えております。

この新図書館の建設につきましては、今後基本計画案を構築するための委員会を設置し、その中で多くの方々のご意見を賜り、また先進地の取り組みについても調査を行い、図書館が提供し得るすべての機能を研究し、未来ある教育のまちにふさわしい図書館の建設を進めてまいりたいと考えております。

また、設置場所につきましては、生涯学習の拠点でございますので、利便性を考慮しなければなりません。

また、市の庁舎も老朽化して改修がしがたいために、早急に検討する必要もございませぬ。さらに、将来的なものです、市民の人々が切望してあります総合文化施設の建設なども考えていかなければならないと思っております。

このようなことから、図書館の建設は庁舎の跡地利用等を含めたもので検討していく必要がございます。また、今後庁舎問題、そしてまた各施設の配置や土地の利用について、全体的かつ慎重に検討していくため、議員の皆さん方を中心とした協議会なども設置してまいりたいと考えておるところでございます。皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 教育長河野 潔君。

教育長（河野 潔君） 河野徳久議員の全国学力・学習状況調査についてのご質問にお答えいたします。

今回で3回目となります全国学力・学習状況調査が4月21日、小学6年生、中学3年生を対象に国語と算数及び数学で実施されました。先日、その結果が各学校に届くとともに、新聞紙上にも公表されました。また、市の教育委員会のホームページでも、8ページにわたって公表したところでございます。

本市の結果は、小6で算数の知識や国語の知識活用で、全国平均正答率を3から5ポイント上回りました。特に、算数では数量や図形の知識、理解、国語では言語についての知識、理解、技能がすぐれていました。また、中3では国語、数学とも全国平均正答率を3から6ポイント上回りました。特に、国語では書く能力、読む能力にすぐれ、数学では数学的な表現や処理、数量や図形の知識、理解が高い値を示しています。

市の平均は、全国の平均を上回り、全国4位に位置する結果でありました。

しかしながら、応用力に課題がありまして、今後は基礎・基本をもととした考え方、表現、処理の向上に努めてまいりたいと考えています。

このような結果は、学びの21世紀塾を始め、小中学校が多くの指定研を受けていること、授業力の向上のための教職員研修を行っていること、習熟度別授業等を取り入れた指導方法の工夫改善を行っていること、補助教員の配置、放課後の個別指導等、豊後高田市独自の取り組みの成果だと考えておりま

9月10日

す。

今後、全国学力・学習状況調査が万一廃止されても、引き続き県及び市の独自学力テストは継続し充実させたいと考えています。そして、先程議員ご指摘の学力の結果と保護者の年収に相関関係があり、特に応用力に差が著しいのではないかという報道につきましても、本市独自の調査はしておりませんが、そのようなにならないためにも、豊後高田市が独自で始めました学びの21世紀塾の事業をさらに充実しなければならぬと考えております。

そのような視点からも、2学期からは勤労青少年ホーム2階を利用して、小学4年生から6年生を対象に「学びの21世紀塾」寺子屋昭和館を開塾し、小学生の放課後学習を始めたとごさいます。おかげで学びの21世紀事業では、多くの学習講座、たくさんの体験活動を実施しておりまして、現在では予算の範囲内で児童・生徒の教材を始め講師の充実に向けた取り組みができて、これは他市にない市独自の支援体制の賜だと考えており、心から感謝をしております。

今後とも豊後高田市が、子育てしやすく充実した教育が受けられる教育のまちづくりを推進してまいりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

次に、奨学金制度につきましてお答えいたします。

現在、市といたしましては豊後高田市奨学金条例に基づき、奨学金を贈与及び貸与いたしております。安達議員のご質問に先程お答えいたしましたように、次年度は高校生の贈与金額を引き上げるといことにしておるところでございます。また、議員ご指摘の篤志家による奨学金制度につきましても、現況を調査し関係機関と充分協議を行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解をよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 新型インフルエンザ対策についてお答えします。

新型インフルエンザに対する公共施設内の整備であります。国内で最初の患者発生を受けて、5月下旬より各庁舎入り口や出先機関に手指消毒薬を設置いたしております。今後につきましては、消毒薬に加えマスク、体温計を各庁舎、公民館等、公共施設内に配備いたします。そして、風邪をひいてせきをしておられる来庁者の方などにはマスクを配布す

るなど、感染拡大防止についてのご協力をお願いしたいと思っております。

さらに、市の施設ではない保育園や幼稚園、社会福祉施設などにも、消毒薬の設置についての協力を仰いでまいりたいと考えております。

さらに、感染予防のための注意喚起のチラシなども早急に作成し、各家庭に配布することで個人や家庭での感染防止についての意識を高めていただくよう、お願いしたいと思います。

報道によりますと、現在流行しているインフルエンザの約9割が新型インフルエンザと言われており、今後感染の広がりは避けられないものと思われまので、手指消毒薬、サージカルマスク、電子体温計などを追加購入し、不測の事態に備えてまいります。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 8番河野徳久君。

8番（河野徳久君） 再質問をしたいと思います。

まず、教育問題についてであります。

この教育問題につきましても、大分県議会でも大変議論が交わされております。小矢教育長は、国の動向にかかわらず県が独自に実施している学力テストを中心に、これまでの取り組みを充実させていくとし、今後も県内の学力実態の把握に努めていくと答弁いたしております。

豊後高田市におきましては、私はこの10年来、基礎・基本の定着をお願いしてまいりました。そして、県基礎・基本調査において常にトップにある豊後高田市になったわけでありまして。

しかしながら、所得の格差による応用知識については、教育長のほうから調べていないというお答えでありました。基礎・基本について全国平均を3ないし5ポイントオーバーしているということは、大変嬉しい限りであります。大分県の教育委員会は、全国40位である大分県の学力を九州一に近い将来持っていくと豪語いたしております。それが実現しますと、豊後高田市が九州一になる可能性もあるわけですが、私はそこまでは望みませんが、子どもたちの学力の向上、そして知識を備えた子どもたちを成長させていかれることを教育委員会にお願ひいたしたいと思います。

それから、公共施設内のインフルエンザに対する手洗い等の整備であります。課長からご答弁いただきましたけど、私も数箇所の公共施設を見て回りました。手洗いについては、それなりの整備がされておりましたが、うがい等はどのような考え方で整

備がされていると言われているのか、再質問をいたしたいと思います。

再質問はこの手洗いだけで結構ですけども、教育委員会のほうで先程私が申しましたことに対してご答弁いただけるなら、幸いと思っております。

以上です。

議長（鷺海政幸君） 子育て・健康推進課長安東道男君。

子育て・健康推進課長（安東道男君） 河野徳久議員の再質問で、公共施設内のうがい等の整備でございますが、現在、公共施設のトイレ等にうがいとか手洗いのやり方、そういったものを張り紙等しながら、来庁されて来られる方、あるいは職員等、そういうものを持ちながら徹底をして感染の防止に努めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（鷺海政幸君） 教育庁学校教育課長早田義司郎君。

教育庁学校教育課長（早田義司郎君） 河野徳久議員の再質問にお答えいたします。

確かに、結果を見ますと応用力、ここに課題があるのではないかという結果でありまして、これにつきましては授業の進め方においても、そういう応用力がつくような課題を出したりと、そういうような工夫もしております。

また、理科、社会で実験観察をした際の観察レポートを書かせたりとか、社会科で調査、研究に行った時のそれを調べ、そして発表させる。そういうことをする中で応用力をつけていきたいと、そういうふう考えているところであります。

以上です。

議長（鷺海政幸君） 8番河野徳久君。

8番（河野徳久君） 3回目の質問ではありますけど、もう取りやめたいと思います。公共施設内のうがいと手洗いの整備についてですけど、どうも私の質問と課長の答弁がかみ合わないところが感じられますので、これで終わります。

議長（鷺海政幸君） しばらく休憩いたします。再開は午後1時からいたしたいと思います。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（鷺海政幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番中山田健晴君。

7番（中山田健晴君） 7番の中山田健晴であります。一般質問を行います。

昨年9月、リーマンショックを起源に、世界大不況が発生しました。あれからはや1年が経とうとしております。先の情報では、経済も底を打ったというような報道がされてましたが、つい直近の報道で7月は史上最悪の失業率になるんじゃないかと、また経済も随分下方修正をしなくちゃならないんじゃないかと。

そういった中で、また我が国におきましては政権交代がなされ、今後混沌とした中で市政運営に携わっていかねばならないと思います。二代表制の一人の議員として、今後どのように対応していくのか。また、市長としてどういった考えがあるのか、まず所信からお尋ねいたします。

先日、衆議院におきまして予想もつかぬ大差で民主党が圧勝しました。これだけの大差をだれが予測できたか。この結果については、お互いにその結果を真摯に受けとめ、今後の動向を見守っていかねばなりません。いずれにしても、半世紀続きました自民党政権から民主党政権への政権交代が現実のものとなりました。今後は新政権の下、新たな政権運営がなされる。そういった中で、選挙中のマニフェストに掲げられた施策がどのように実行されていくのか、注視していかねばなりません。

また、多くのメディアを通じ、いろいろな方がさまざまな情報を発信しています。今後、地方自治、とりわけ我々のような財政基盤の脆弱な過疎の自治体に、この政権交代がどのような影響をもたらすのか、慎重に見守る必要があると考えます。

特に、私ども地方自治体の中におります本市市民、自治に直接影響を及ぼす税の取り扱いについてであります。今後組み替え、あるいは予算の執行停止等も考えられます。早急に情報を集められ、その分析が必要かと考えられます。

さまざまな情報がかんがみますと、自治能力のある大都市、つまり政令都市あるいは中核都市、また特別行政区におかれましては、そう大した変りはない。逆に言えば、好影響が考えられるように思います。逆に、本市のように財政基盤の脆弱な小さな自治体においては、今後の動向が大変心配されております。

地方分権、税配分の見直しなどの下に、地方交付税及び各種補助金など、本市自治を今後左右するであろう税源の組み替えが考えられます。心配なのが、

9月10日

無駄の名の下に地方への税の実質的な減額であります。もう一つ心配なのが、本年度末、平成22年3月末に期限切れを迎えます過疎自立支援特措法であります。本市においてはなくてはならない支援施策であり、その必要につきましては、皆さんご案内のとおりであります。

新政権発足前であり情報も錯綜していると思います。しかしながら、発表される情報によりますと、予算の組み替えや執行停止など、地方自治にとりまして影響の大きな施策変更が予想されます。いままでの政権運営とは違った形の施策が打ち出されるのではないかと心配でなりません。

また、政権交代前でありまして、はっきりした方向性施策は見えてまいりませんが、今後市民の生活に大きく影響のある問題であり、執行部におかれましては速やかな情報収集及び情報分析が最重要課題であると考えます。現時点における市長としての状況判断及び今後の対応について見解を求めます。

次に、ケーブルテレビについてであります。

情報化社会の到来により、光ネットワークの重要性が一段と認識される状況となりました。行政においても産業分野においても、これからは情報収集能力、情報収集速度、それぞれの分野で優劣が生じると言っても過言ではないと考えます。また、本市の重要施策でもあります定住対策での大きなインフラ整備でもあります。今後も地域づくり、人づくりと多くの可能性を秘めたハードでもあります。

合併後の新市建設計画の中心ビジョンであります、このハード整備が完了し供用開始されてから1年が経過されました。執行部も十分な準備の下、状況を注視しつつ供用開始したと推察します。また、市民の方々にとりましても、初めての試みであり、また経験でもあります。不案内の点が多々あったことと思われまます。

そこで1点目。供用開始以来1年が経過しましたが、この光ネットワーク運用に当たっての1年間の総括についてその見解を求めます。

次に2番目に、市民からのいろいろな問題点の指摘も生じていると聞いております。例えば、先日の真玉地区での停電時における電話の不通問題、緊急時の通報システム整備及びそのバックアップシステム、またケーブルテレビの番組内容などなど、多くのものが考えられますが、その問題点とその対応について見解を求めます。

3番目に、まちづくり交付金事業についてお尋ね

します。ご案内のように、本事業は地域の総合的なまちづくり計画に対する支援制度であります。現在、当市で進めていますまち再生計画主要施策でありまして、桂橋の架け替え、駐車場を含む中央公園整備、ボンネットバスの活用、昭和の町活性化事業などなど、本市にとりましてはなくてはならぬ支援事業であります。

そこで、本事業の現況と今後政権交代によりましてこの事業に与える予想できる影響はどのようなものか。予算組替等が危惧されますが、どのように認識されているのか。また、今後どのような対策をされるのか見解を求めます。

次に、桂橋架替工事について質問いたします。

本事業は平成20年度に事業開始され、完了が平成23年3月と聞いています。ご案内のように、橋のワンスパンを昨年の5月に撤去し、工事が止まったままになっています。工事再開は11月と聞いています。市民の間では、5ヶ月間もそのまましておくのなら、慌ててするほどの必要はなかったのではと、大変迷惑をしているとの声が聞かれます。この件につきまして、担当課はどのように分析されていますか。

公共事業と民間事業との事業方法、工程、事業実施における規制等、多々違いはあると理解はしますが、今後、工事遂行に当たり、市民の皆様にご理解いただけるよう、工事日程、工事内容、その他工事に係るさまざまな規制等、詳細な説明が必要と考えますが、その説明を求めます。

また、中央公園の整備事業も開始されます。当然この事業につきましても、周りの方々にご協力を願わなくてはなりません。お持ちの情報を住民の方に充分お示しして、親切な説明を求め、協力をお願いしていただきたいと思いますが、見解を求めます。

次に、玉津商店街活性化に向け、担当課、関係機関、地元商店街、地元市民を中心に、現在真剣な取り組みがなされています。先日も地域の方々とのワーキング会議が開催されたようです。この事業も大変な困難を伴いますが、私ども議会といたしましても、精いっぱいの後押しはしてまいる覚悟でございます。

しかしながら、事業の主役は地域の人々であります。今後考えられます事業運営にいたしても、地域の顔が見えてなくては、なかなか進んでまいりません。現時点での取り組みの進捗状況と地元とのコンセンサスについて説明を求めます。

次に、観光施策についてであります。

サントリー文化賞受賞についてお尋ねします。豊後高田昭和の町が、第31回サントリー地域文化賞を受賞しました。特に、まちづくり分野における受賞は、過去31回の中で初めてであるというふうに私は聞いております。この文化賞受賞の経緯及びその内容はどのようなものが評価されたのか、説明を求めます。

いずれにいたしましても、世界のサントリー株式会社設立によります文化財団に、我が昭和の町がまちづくりとして認められたということです。本市にとりましても大変な名誉であり、今後の本市の活力を引っ張っていく上でも重要なことであろうと思います。

次に、運行が遅れていましたボンネットバスが、いよいよ本年7月中旬より運行開始されました。ゆったり走るバスを見ますと、なんとなくほっとするのは私だけでしょうか。私も乗ってみました。昔の趣のある大変涼しい、気持ちのいい乗り心地でありました。いよいよ季節も観光シーズンに向かいますが、ボンネットバスの運行状況と今後の利用方法、今後の点について見解を求めます。

次に、先程も述べましたが、昨年の経済危機以来、多くの観光地が苦戦を強いられています。本市におきましても厳しかったのではないかと予想されますが、昨年の観光客の動態調査はどうだったのか、どのように分析されるのか、また今年度の見込みについてどのように予測されるのか、説明を求めます。

次に、医療行政についてお尋ねします。

私は、かねてより本市で生活を送る上で大都市、先程説明しました政令指定都市を中心とした大都市と地方都市との決定的な格差があると考えております。それは私、機会あるごとに議論してまいりましたが、情報量の速さと差、速さと量、それと医療の地域間格差だと言ってまいりました。

おかげをもちまして、光ネットが構築されまして情報の部分は解消されましたが、医療の面で大きな格差を感じます。特に救急医療、高度医療におきましては、それに対応できる病院が残念なことにありません。いまは私立の高田中央病院に頼っておりますが、大都市に行きますと、つい先日、九大附属病院が約1,100億の予算をかけて今度完成されたと。我々考えますと、うらやましいな、健康を考えるんだったら近くで住みたいなというような気がされてなりません。特に、市長の提案理由説明の中でありましたが、産・学・官の三者連携で画像診断等々

含み医療連携をしていく。これは前回もおっしゃられましたが、その点について現在の進捗状況、どのようにとらえているのか説明をお願いいたします。

また、つい先日、長年ご苦労いただいた安田小児科が、残念なことに閉院しました。私の子ども、最近では孫も大変お世話になり、子どもたちが安心して育てる環境がありました。大変残念でなりません。今後とも子どもを育てる中で、小児医療に大きな不安が感じられます。早急な対応が必要ですが、見解を求めます。また、安田医院さんには長年大変ご苦労でありました。感謝を申し上げる次第でございます。

2番目に予防医療についてであります。

私は一昨年の9月議会でも、この問題は提起してまいりました。厚生省の将来推計データも出ておりますが、特に我々団塊の世代の高齢化が進み、あと5、6年すると我々も高齢者であります。高齢化率の上昇が、医療費の上昇に正比例して大きくなるのも事実じゃないでしょうか。この増大する医療費をいかに抑制するか、今後、本市の医療行政の大きな課題であります。

その中でも特に高齢者医療費の占める割合が大変大きく、その削減こそが喫緊の課題であろうと考えます。平均寿命より健康寿命をいかに延ばすか、この施策が大切だと思いますが、どのようにお考えですか、見解を求めます。

次に、新型インフルエンザの問題ですが、先程来お二方ですか、一方ですか質問して重なる部分がありますんで、私が言いたいのは一つだけ。

現時点でももちろん何も決まっていない。ワクチンの数も決まっていな、接種法も決まっていな、いつ来るかもわからないというような中で充分理解できるんですが、私は子どもたち、この豊後高田市を将来担っていく子どもたち、この人たちには、できれば妊婦、乳幼児含めてワクチンの接種希望者には多大なる援助をしてほしいなと考えております。これは上から決められるのではなく、我々豊後高田市が先に手を挙げて、決しておかしい問題ではない。やっぱり子どもを大事にしていく。豊後高田市の将来を考えるのであれば、その辺は検討していただきたいと思いますが、それについてはどのようにお考えがあるか、質問いたします。

次に、防災対策についてであります。

昨日の市長の提案理由説明の中で、今年の本市における災害状況が報告されました。多少の被害は発

9月10日

生しましたが、人的災害は起こらなかった。大変喜ばしいことであります。

しかし、国内を見ますと数多くの災害が発生し、多くの尊い人命が奪われました。特に、兵庫県佐用町では、現在観測史上では到底考えられないような雨量が降り、日頃慣れ親しんだ生活道路脇の側溝が増水し、人々の命が失われました。ほかでも各地で爆弾低気圧が発生し、異常な集中豪雨、また、突風等さまざまな異常気象が各地で猛威を振るっています。これらの教訓を活かし、十分に情報収集し、その分析をする必要があります。いままでどおりの取り扱いで、いままでどおりのハザードマップで充分対応できるのか、その辺について見解を求めます。

次に、学校給食についてお伺いします。本年より学校給食業務が民間委託されました。予算的には1,700万円の削減となります。開始以来半年が経過しようとしています。調理現場の問題もいろいろあると伺っております。子どもたちの健康にかかわる事業でもありますので、十分に精査し、担当課として現場の状況をどのように把握しているのかお尋ねします。

次に、給食残さについて質問します。せっかく作った給食も食べ残しがあっては意味がありません。また、食育を考える内でも十分に食べていただきたいと思っております。しかしながら、現実はかなり食べ残しがあると伺っています。その実態をどのように把握しているのか見解を求めます。

最後に、地産地消の問題であります。地域の子もたちが、自分たちの地域でいつ何がどのようにでき、何を食べたらおいしいのか、野菜の旬は何か、作り方はどうか、だれが作るのか、それぞれを勉強するのも食育の一つであります。長年の懸案でありました食の中心をなします米飯が、私のお聞きしたところでは昨年からだと聞いておりますが、地元のを米を使えるようになったというふう聞いております。これは大変すばらしい変化であります。しかし、その他の食材につきましては、必ずしも地産地消とは言えません。本市においてこういった食材がどの時期にどれくらいの量をとれるのか、今後農水とも連携をとりながら、真剣に地産地消を考えるべきと思っておりますが、その見解をお尋ねします。

終わります。

議長（篤海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 中山田議員の政治姿勢について、政権交代による地方への影響、このことにつ

いて私のほうからお答えをいたします。

まず、地方交付税についてでございますが、平成20年度決算におきまして、歳入歳出の歳入額の約45パーセントが、本市歳入の根幹をなす交付税であります。そういう面では、本市の財政基盤は地方交付税制度に大きく依存しているというところでございます。このために、三位一体改革から始まった国の、国、地方一体的な財政健全化の取り組みによりまして、地方交付税が大きく削減されたことで、本市財政基盤の脆弱さを露呈いたしました。そういう面で、豊後高田市行政改革大綱及び実施計画を策定いたしまして、現在まで行財政健全化の取り組みを行ってまいりました。

その間、地方交付税につきましては、平成19年度の頑張る地方応援プログラム、平成20年度の地域再生対策費、平成21年度の地域雇用創出推進費の算入などの地方財政対策によりまして、徐々に増加をしているところでございます。

一方、総務省より公表されました平成22年度地方財政収支の仮計算では、平成22年度の地方交付税は、平成21年度に比べ0.4パーセントの増となっております。しかし、これは、国の平成22年度概算要求基準、経済財政改革の基本方針2009等を前提に作成したものであり、今般の政権交代により国の予算要求自体が見直されることから、先行きについては全く不透明であります。

また、民主党のマニフェストでは、地域主権を確立し、第一歩として地方の自主財源を大幅に増やしますとなっております。その具体策として、国から地方へのひも付き補助金を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付するとしております。

しかしながら、税源移譲の原資となる税が少ない、人口面積等も小さい本市のような市において、例えば、先の小泉政権の時代のように、人口と面積と、そういうもので積算されるといたしますと、大都市は、配分はまた大幅に多くなると思っておりますけれども、我々はどうなるかというのは非常に不安であります。

ましてや、本市は職員の頑張りもありますし、また、職員のいろんな工夫によってまちづくり交付金や元気な地域づくり交付金など、数多くの国庫補助事業を活用して積極的に事業に取り組んでまいりました。この補助金の廃止により、いままでのような事業取組ができなくなるのではないかと危惧をいたしております。

また、数ヶ年にわたって継続しております国庫補

助事業が廃止された場合は、残りの部分の事業費をどうするかという問題も出てまいります。加えて、現在予算計上しています経済危機対策関連の補助金につきましても、国の今年度補正予算の一部執行停止という報道もなされておることから、非常に大きな不安を抱いているところでございます。

このような状況の中で、9月4日の大分県の市長会におきまして、会長の釘宮大分市長からも、新政権の財源問題のしわ寄せというものが、この地方自治体に来るようでは地方自治体はやっていけないと、受け入れがたいということで、市長会も早く声を挙げるべきだという提案がされました。

今後は、議員ご指摘のように、早く情報を察知し、いろんな形で新政権に対して、市長会として働きかけを行っていかねばやっていけないのではないかと、そう思っているところでございます。

次に、過疎地域自立促進特別措置法失効への対応についてでございますが、過疎対策上の立法措置による補助率の高上げや過疎対策事業債等の支援措置は、私どものような自主財源の少ない団体にとっては、人口の減少、高齢化に伴う、集落の維持、活性化、交通基盤の整備、生活の安定の諸問題に対応するためには必要不可欠な制度であると考えております。平成22年3月末をもって失効いたします過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな過疎対策法の制定につきましては、これまでも機会あるごとに要望活動に取り組んでまいりました。本県におきましても、去る7月5日、これは本市の議長さんと副議長さんにも出席していただきましたが、私が会長を務めております大分県過疎地域自立促進協議会の主催による新過疎法制定実現大分県総決起大会を開催いたしました。そして、新たな過疎対策法の制定を求める大会決議を行うとともに、県選出国會議員9名を含む来賓の方々により、新たな過疎対策法の制定に向けて積極的に取り組みを行う旨の挨拶があったところであります。

続く7月7日に全国市長会過疎関係都市連絡協議会におきまして、新たな過疎対策法の制定に関する要望書を採択し、総会終了後も、私も副会長として自民、民主両党の衆参両議員の5名の方をお訪ねして要望活動を行ってまいりました。

これまでの過疎対策法は、自由民主党を中心とした議員立法として成立した経過はございますが、しかしながら、これまでの要望活動の中では、各党派とも新たな過疎対策法の必要性についてはご理解を

いただいております、政権が交代になっても影響は少ないものと推測をしております。

今後、新政権の地方財政対策や過疎関係対策を注視していくとともに、引き続き関係団体と連携をして、積極的な要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。議員各位におかれましても、何とぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、医療の地域間格差の認識についてお答えをいたします。

市民の皆さんが安心して生活していく上で医療体制の整備は必要不可欠なものでございます。平成21年3月31日現在、市内には三つの病院と19の診療所があり、さまざまな症例に対応していただいているところでございます。初期救急医療の体制といたしましては、豊後高田市医師会との契約に基づきまして、休日急患の受入対応として、在宅当番医院制を実施しております。第二次救急医療体制といたしましては、初期救急医療施設や救急搬送機関との連携により、休日といわず、夜間における重症患者を受け入れるための体制として、宇佐豊後高田地域は、共同利用型病院方式による宇佐高田医師会病院での救急医療体制を確保しております。

また、中津、宇佐、豊後高田と福岡県の4市町とで形成する中津市民病院広域医療圏対策研究協議会でも、救急医療体制の整備に向けた協議を行い、急速な少子高齢化の進展、市民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境変化に対応するため、良質かつ適切な医療を提供する体制の確立に向けて検討をしているところでございまして、地域間格差の是正に向けて今後とも努力をしてみたいと思っております。

次に、小児科医の確保についてでございます。先の議会でも申し上げましたが、30数年余り昼夜を問わず診療していただいております小児科医の方が閉院いたしました。市内に小児科専門医がない状態になりました。小さな子どもさんを抱えておる家庭にとっては、地域の小児科医の果たす役割は大変大きく、何としてでも市内に小児科専門医師を確保したいと、医師会長とともに大分大学医学部に、そしてまた、県へ医師確保についての陳情をしたところでもあります。大分大学医学部につきましては、本市の実情を察して好意的なお話もいただいておりますけれども、しかしながら、皆さんご存じのように、現在のような医師不足のために派遣の具体的な案ま

9月10日

では回答いただいております。今後も粘り強く要望してまいります。

それから、新型インフルエンザの予防接種に対する補助等についてでございますけれども、いま現在としては、具体的なものは考えておりませんが、ただ、いままで一般インフルエンザに対しまして65歳以上の方、そしてまた、1歳から中学3年生までにはそれなりの補助制度をやっておりますので、少なくともそれ以上のことはさせていただくということはお約束しても構わないと思えますし、国も、私も聞く範囲においては、いろんな面に対応しようということもあるようでございますので、それも注視しながら、できるだけ対応してまいりたい。

以上でございます。

その他の質問につきましては、教育長及び担当課長に答弁させますので、よろしく願います。

議長（鴛海政幸君） 教育長河野 潔君。

教育長（河野 潔君） 中山田議員の学校給食についてのご質問にお答えいたします。

まず、民間業務委託の効果と問題点についてであります。本市の学校給食センターは、ご承知のように、本年4月から調理、配送、炊飯部門を民間委託したところでございます。委託による当センターの運営効果であります。まず、行財政経費の削減効果につきましては、職員手当では、言うまでもなく削減効果は出ております。そして、その他の経費につきましては、年度途中ということも確認できていないのが現状であります。さらに業務委託により、栄養教諭や学校栄養職員も昨年度に比べ、各学校に対する食育指導実施回数も大幅に増え、各学級担任と連携した緊密な食育指導がとれるようになり、大いに効果が上がっております。

次に、運営上の問題点につきましては、初めての試みであり、課題は毎日のように生じていますが、報告連絡、相談体制を徹底して行っており、早期に解決をし、現在のところ大きな問題は生じていないところであります。

また、給食残さの実態についてであります。昨年度は2万4,802キログラムでありました。本年度は年度途中でもあり、正確に比較するのは困難な面もありますが、現時点で9,624キログラムとなっております。昨年とほぼ同量であるところでございます。

また、この残さ量の減少に向けての取り組みにつきましては、年間を通して栄養教諭、学校栄養職員

の食育指導を徹底して実施をしております。

次に、食育の観点からの地産地消であります。学校給食における地元食材の使用につきましては、現在、主食の米を本年4月から地元農協より購入しておりますし、ネギ、豆腐、シイタケ、ゴボウ等、地元で生産される食材を使用しておりますが、さらに献立の工夫改善を図り、地元食材の利用を拡大していきたいと考えております。

そして、そのことにより、子どもたちに地元でとれた安全で安心な野菜や果物を食べさせ、生産者の顔が見え、感謝の心を育てることなど多くの食育指導ができるものと考えております。今後、関係機関と連携し、先程議員ご指摘の旬の食材の時期、数量等の情報収集をし、地元の食材を幅広く学校給食に活かしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

議長（鴛海政幸君） 市参事兼企画情報課長中嶋 栄治君。

市参事兼企画情報課長（中嶋栄治君） ケーブルテレビについてお答えをいたします。

本市のケーブルネットワーク事業は、放送と通信の2芯の光ファイバーを家庭内に引き込むFTTH方式による整備を進め、本年8月末現在8,160世帯、85.7パーセントの加入をいただいております。放送関係につきましては、各種の条件によりテレビの受信状況がよくなかった地域においても、鮮明な画像で県内放送はもとより、福岡県の民法テレビ放送がご覧いただけるようになるのと同時に、地上デジタル放送が市内のどこでもご覧いただけるようになりました。市民チャンネルは、市内の催しや行事、お知らせなどを身近な情報媒体であるテレビで伝えることで、これまでの広報に比べタイムリーで親しみやすい情報の提供が行われております。また、時代劇やアニメ専門チャンネルを基本サービスの中でご覧いただいております。特に時代劇チャンネルは高齢者の方々に好評でございます。加えて、セットトップボックスを使用した付加サービスには、660世帯の方々がご加入いただき、映画、スポーツなどの専門番組をお楽しみいただいております。

次に、通信関係につきましては、光電話等IP通信への変換による通信経費が低減いたしております。また、告知端末を使用した公の告知放送のほか、自治会、老人クラブなど167団体のグループ登録がなされ、各団体での連絡にご利用いただいております。

す。高速インターネットにつきましても、他の地域よりも安い価格で市内のどこでも使用できるようになったことで、加入者の約30パーセントが利用いただいております。他の地域に比較して非常に高い割合となっております。

また、双方向の通信ネットワークを利用した緊急通報サービスや安否確認サービスも全市的な取り組みを進めており、対象者である80歳以上の独居世帯や80歳以上の方で構成する世帯につきましては、ケーブルネットワークにぜひ加入していただけるように基本使用料及び加入分担金の免除等の措置を行っているところでございます。加えて、大分大学医学部と市内七つの病院や診療所を通信ネットワークで結び、CT画像やレントゲン画像を専門の読影医が診断し、より適切な診断が受けられるシステムが運用されております。また、インターネット経由で農業情報が利用できる農業電子図書館のシステムや農産物直売所の情報が市民チャンネルで放送できるシステムを稼働いたしております。

このようにケーブルネットワークの構築は、市内の中心部と周辺部、また他の都市との情報格差を是正し、市の一体性を確保するとともに、利便性が高く、安心して暮らしていけるまちづくりや産業の振興のための重要なインフラ整備がなされたものと考えております。

次に、ケーブルネットワーク事業における課題とその対応についてでございますが、光通信の停電時への対応、放送センターの運営と市民チャンネルの充実、伝送路等の保全対策等通信障害の対応、デジタル放送への対応の課題がございます。光通信につきましては、通信機器に電源が必要なため、停電時には使用することができません。UPSと呼ばれる非常用電源装置を使用すると約40分程度の電源を確保できますが、その以上の時間へは対応できません。防災面から、屋外拡声器の電源装置の設置や地域への通信確保について、現在検討研究をいたしておるところでございます。

放送センターの運営と市民チャンネルの充実につきましては、市民チャンネルにおける取材や編集作業が勤務の状態や、その専門性から行政システムとなじまないことが多く、今後、民間への業務委託による運営形態について検討してまいります。また、市民チャンネルの番組内容の充実を図り、できるだけ多くの市民の皆様がケーブルテレビに出演いただけるよう研究してまいります。

伝送路等の保全対策と通信障害対応につきましては、落雷等による通信機器の故障、幹線やドロップケーブルに対する交通事故やネズミ、クマゼミの被害による断線等で、サービスが静止することにつきましては、保守業者や職員による迅速な障害対応を心がけておりますが、作業の特殊性から一定の時間がかかっている現状でございます。保守業者やNTT西日本と協議を行う中で、さらなる対応の迅速化を図ってまいりたいと考えております。

デジタル放送への対応につきましては、鮮明できれいなデジタル放送をご視聴いただくためには、デジタルテレビの買い替えをお勧めいたしますが、買い替えが困難な方へのセーフティネットとして、ケーブルヘッドエンドにおけるデジアナ変換を視野に入れ、国の施策の動向を見きわめながら検討いたしてまいります。

これまで申し上げましたようなケーブルネットワークの課題克服に当たりまして、鋭意努力いたしてまいりますのでご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、産学官連携による大分大学医学部との画像診断サービスについてお答えいたします。先程のケーブルテレビに関するご質問にご答弁申し上げましたように、遠隔画像診断サービスは、ケーブルネットワーク施設整備事業による高速大容量の通信網が整備されたことで導入することができたものであり、このシステムは、市内の医療機関を光回線のネットワークで結び、それぞれの病院等で撮影したCT画像やレントゲン画像を専門の読影医が診断するといったシステムでございます。これにより、細かな診断が可能となり、見逃されるような小さな病気の発見にも充分対応が可能となり、遠くの大学病院へ出向かなくても変わらない医療診断が受けられるようになっております。

現在、この遠隔画像診断に参加されている診療機関は、千嶋病院、玄々堂高田病院、道野医院、せぐち内科、サンクリニック、くれさき循環器クリニック、高田中央病院であります。本システムは、平成20年度の総務省ICT利活用モデル事業を活用して導入いたしており、構築事業完了後につきましては、豊後高田市医師会と委託管理契約を行い、先に述べました各々の病院や診療所において、8月末まで834件の読影診断を行っております。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

9月10日

商工観光課長（佐藤之則君） まちづくり交付金に関するご質問にお答えいたします。

本市におきましては、このまちづくり交付金は、桂橋の架け替え、中央公園の整備、昭和の町における道路、駐車場、店舗修景、空き店舗対策や観光拠点都市としての昭和の夢町三丁目館の整備、ボンネットバスの活用や、さらには玉津商店街活性化のためのいろんな整備に支援を受けることになっておりまして、事業期間は平成18年度から平成22年度までの5ヶ年間の計画が承認されているところでございます。

この交付限度額につきましては、原則といたしましては、交付対象事業費に対して40パーセントの支援を受けることとなっておりますが、本市におきましては、平成19年5月に中心市街地活性化基本計画の認定を受けておりまして、平成21年度の制度改正によりまして、今年度以降の交付対象事業費に対して45パーセントの支援を受けられることとなりました。

本年8月に本市の事業におきまして、この制度拡充の適用が承認されましたが、桂橋の本格的な架け替えや、中央公園の整備といった事業費の多い主要な事業を今年度以降に控えている本市にとりましては、今回の整備、制度拡充の適用を受けたことにより、約6,000万円ほど多く交付金を受けられることとなり、非常にメリットの高いものとなりました。

議員ご質問によります政権交代による今後のまちづくり交付金の動向でございますが、現時点におきましては、具体的な情報は入っておりません。ただし、市といたしましても、桂橋にしても、中央公園にしても、平成22年度末で完成するという計画で進めてきましたので、万が一にもこれが途中で打ち切られるとなると、橋は通れないし、公園は利用できないということで、大変なことになるところでございます。今後、国、県にも要望を上げていきますし、市長会など通じまして、何としても当初計画どおり事業が遂行できるよう要望してまいりたいと考えております。

続きまして、玉津商店街の取り組みについてお答えいたします。玉津地域につきましては、中心市街地活性化基本計画、都市再生整備計画に基づきまして、高齢者が楽しいおまちの創造を目標にまちづくり交付金などを活用しながら進めているところでございます。この目標を達成するために、玉津活性化

戦略「市民でつくるWE LOVE 玉津」と題しまして、遊べる楽しいおまち、食べて楽しいおまち、集う楽しいおまち、交流する楽しいおまちという長期的目標を設定し、これらに資する事業を計画いたしました。

まず、遊べる楽しいおまちでは、今年度、空き店舗を活用し、囲碁、将棋、スマートボールなどができる施設を整備してまいりたいというふうに思っております。現在、場所も決まりまして、オープンに向けて着々と準備を進めている段階でございます。

次に、食べて楽しいおまちですが、豊後高田産そばの手打ちそばが食べられるそば処響に続き、その第二段として空き店舗を活用した地産地消型の手打ちそば屋の開店に向けて支援を行いたいというふうに考えているところです。場所につきましては、最終的な選定をいま進めている段階でございます。

次に、集う楽しいおまちですが、福祉、健康、ご利益など、人がたくさん集まる楽しいまちづくりといたしまして、今年度は、旧大分県信用組合玉津支店を、元気な高齢者向けのデイサービス及び高齢者が楽しく過ごせる取り組みができる施設として整備いたします。運営主体は民間事業者への委託を予定しておりまして、事業の委託に当たりましては、事業者を公募により選定いたします。市報8月号で募集し、今後は事業者の説明を受けまして、事業内容を審査後決定することとなります。民間事業者が持つノウハウを活用することで、これまでのデイサービスのイメージにとらわれない創意工夫を凝らした運営と質の高い事業により、地域の賑わい創出、中心市街地の活性化、高齢者福祉施策の施策に寄与することを期待しておるところでございます。

次に、交流する楽しいおまちですが、生産者と消費者が交流できる楽しいまちづくりといたしまして、今年度は地域農産物などを販売、加工できる交流センターを整備いたします。現在場所や運営主体等を選定中でございます。

以上、四つの施策を柱に活性化のための取り組みを進めてまいりますが、まちづくりを進めるためには、何といたっても人材育成が必要不可欠であると考えております。そういったことから、本年5月に採択いただきました地域雇用創造推進事業を活用いたしまして、デイサービス指導員の育成や地域の農業振興のための運営のための研修会、こういったものを今後3年間にわたって実施してまいります。

次に、玉津地域の住民の皆さんとの合意形成で

ございますが、7月29日に会議所、まちづくり会社、地元商店街、老人クラブといった関係者で構成いたしますまちづくり懇話会を開催したところでございます。関係者の皆さんからは、玉津地域のまちづくり事業と目標について、多くの建設的な意見をいただいたところでございますが、議員がおっしゃっており、まちづくりの主人公はやはり地域の皆さんでございますので、今後につきましても、ご意見をお聞きする機会を設けてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、サントリー地域文化賞の受賞でございますけれども、冒頭、市長がもう提案理由説明で申し上げましたが、この受賞の経緯につきましては、本年の2月、NHK大分放送局様からのご推薦をいただきまして、財団の内部での一次審査を経まして、選考委員が昭和の町にお越しなり、現地調査が行われ、その後、最終選考委員会を経て、5月下旬に内定をいただいたところでございます。

受賞理由につきましては、商業者、商工会議所、観光まちづくり会社、そして行政、これが巧みに連携し、昭和の町というユニークな視点で地域の生活文化の核となってきて中心市街地の衰退を食い止め、まちづくりを取り組んでいるという点、いわゆる商業と観光の一体的振興が大きく評価されたところでございます。

今回の受賞につきましては、商業者、商工会議所、観光まちづくり株式会社、行政を始め多くの方々の取り組みが評価されたものでございますので、副賞につきましては、今後の昭和の町の振興に資する事業に活用していきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、ボンネットバスのご質問でございますけれども、これまでの経過は、実際にこれまでご説明申し上げましたし、実際に7月18日のイベントをもう実施いたしました。その辺については、これまでもご存じかと思えます。その後、土日及び休日を中心に7月中は昭和の町周遊の運行をいたしました。そして、8月からは、香々地周遊を皮切りに、真玉周遊、都甲周遊、田染周遊など、9月末までに市内各地をめぐる五つの周遊コースを運行しておるところでございます。8月末まで延べ15日間運行いたしましたし、合計2,338人の方にご乗車いただきました。大変好評をいただいております。10月以降につきましても、3ヶ月間の予定を、これまでの乗客の皆さんのご要望等を受けま

して、新しいコースなどを設定を行っているところでございます。

また、このボンネットバスを核として、いろんな所に観光宣伝活動を積極的に行っております。今度の12日土曜日には、福岡市役所前で開催される大分県合同の観光フェアにバスを持ち込みまして観光宣伝を行いたいと思っておりますし、13日には、花いろで実施されますそばサミットにバスを運行することとなっております。

今後とも、こういった観光振興の目玉として、周遊コース、イベントを運行するとともに、市内の幼稚園、学校等の体験試乗などについても活用を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、観光動態に関するご質問にお答えいたします。大変、先程議員おっしゃったとおりで、昨年度いろんな経済危機もありまして、本市におきましても、その影響は大変大きく、昭和の町の観光客数で見ますと、平成20年は平成19年に比べ5万5,000人減の30万7,000人となっております。市全体では、平成19年に比べ約7万3,000人減の105万6,000人、対前年比で94パーセントとなっておりますが、県内の主要な観光地も軒並み減少しておりますので、減少率から見ますと、比較的減少幅が少ない状況であるというふうに言えると思っております。

今年の状況につきましては、1月、2月は大変厳しい状況で、その減った昨年よりもさらに減少を続けておりましたが、3月からは徐々に持ち直し始めて、現在、6月以降は約114パーセントと、まだまだいまからこの秋口の後半に期待が持てる状況となっております。こうした状況を踏まえまして、積極的かつ効果的な観光宣伝に努めて、観光客の増加を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（鴛海政幸君） 7番中山田健晴君。

7番（中山田健晴君） すみません、ちょっと発言の機会といいますが、時間がもうなくなりましたんで、それぞれについてお伺いしたいと思ったんですけども、先程私が説明しましたように、充分に対応していただければ、また時間内で答弁できん部分につきましては、次の機会にまた掘り下げて質問してまいりたいと思います。まだ時間ありますけえ、その桂橋の整備だけについては、ちょっと日程とそれだけをよろしく願います。

9月10日

議長（鴛海政幸君） 建設課長野村信隆君。

建設課長（野村信隆君） それでは、桂橋の架替工事についてお答えいたします。

桂橋の架替工事につきましては、当初橋の関係で、平成20年11月より着手いたしまして、平成23年3月の予定でありましたが、関係機関との協議に不測の日数を要しまして、工事着手が当初計画より2ヶ月半遅れの平成21年の1月中旬となってしまいました。これで、当初計画では平成21年6月までに旧橋をすべて撤去する計画でしたが、着工の遅れに伴い、すべての撤去工事を行うことはできなくなった状況であります。このままでは、平成22年度末までの橋の完成が難しくなるため、設計業者や県と工法検討も含めまして、工期短縮が図れないか協議を重ねた結果、平成21年11月からの工事期間においては、旧橋撤去及び橋台2基、橋脚2基、護岸工事のすべてを終わらせるためには、当初計画では、1業者により施工を行う計画でしたが、玉津側と高田側の両岸から2業者での施工を行い、工期の短縮を図ることいたしました。

しかし、26ヶ月の工事期間中、出水期により10ヶ月は工事中止状態となりますので、残された16ヶ月の厳しい工程の中で、平成23年3月の完成を実現するためには、20年度に工事を少しでも進める必要があります。どうしても1週間ですが旧橋を撤去する必要が生じたところでございます。このことによりまして、本年度実施分の準備工の短縮を図ることができました。それで、今後の工事日程でございますが、21年度は、安全上の問題から6月から10月までは工事ができませんが、現在、工事の支障となる通信ケーブルの移設及び九電の電柱移設等を行っており、今後11月からは、河川内の盛り土工事を行いまして、残りの旧橋撤去、橋台2基及び橋脚2基の設置及び護岸工事を行いまして、工事終了後河川内の盛り土撤去を行い、22年度につきましては、橋台、橋脚ができ上がり次第、上部工の桁製作工事に入りまして、11月から河川内の盛り土工事を行い、河川内から上部工の架設を行いまして、その後、高欄設置、取付け道の整備、舗装等の工事を行った後、仮人道橋の撤去、河川内の盛り土工事撤去を行い、すべての工事が終わります。工事の完成予定は23年3月末を予定しているところであります。よろしくお願ひします。

議長（鴛海政幸君） 一般質問を続けます。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。昨日から9月議会が始まりまして、昨日は市長が提案している議案の審議が行われました。私、質疑しましたが、課題が多くて、その一方で執行部の答弁が、いまもだらだらだら長いために、再質疑もろくにできないまま終わりました残念でなりません。今日は、一般質問でありまして、7本に絞ります。市民が最も関心の高い問題に絞りました。よって、市長は、質問の趣旨をよく理解をさせていただいて、やっぱり市民にわかりやすいことばで簡潔に答弁をしていただきたいと思うんです。と言いますのも、今年の3月議会から、ケーブルテレビでこの一般質問の様子が放映されることになりまして、市政や議会に対して市民の関心が物すごく高まっております。これ喜ばしいことであります。その中で、私どもに意見が上がってくるのは、もう市長の答弁は何ちゅうことかいと。もうわかりにくいと。課長は原稿を棒読みでなわからん。しかも、質問に対してまともに答えていないじゃないかと。こんなことでどうなるんかいと、議会はそんなことでこらえるなどということ、もう議会がお叱りを受けております。よって、今日は、私は、鴛海議長を評価いたします。冒頭、執行部も議会もということで、わかりやすいことばで質問をして、わかりやすいことばで答弁をしなさいと注意がありましたけど、その注意に伝えてもらいたいと思います。

よって、いまから9項目の質問をいたします。最初は敬老年金の問題であります。皆さんもご承知のように、合併する前は、高田、真玉、香々地というように、それぞれ敬老会の運営の方法が違っていました。予算も違っていました。記念品を配る、その品物の金額についてもまちまちでした。しかし、合併したあと、どうように運営をするか、記念品を配るかということで、各代表が集まって合併協議会の中で、22人のメンバーで協議していますが、その記録を調べてみたら、当分の間は、敬老会の運営については、従来どおりやっつけよう。真玉、香々地については、バスで送迎しながら1箇所ですと。香々地は特に予算を相当つけていました。それから、旧高田については、自治会主催で市が助成をしてやろうと、これを続けよう。その一方で、記念品については、この際、合併と同時に統一をしようということで、70歳に2,000円、77歳3,000円、88歳4,000円相当の品物を贈るということになりまして、合併後、そういう方法

で実施をされてきたんです。

ところが、今年合併5年目になりまして、合併後の5回目の敬老会が開かれますが、私ども議員については何の事前の相談もなしに、あるいは自治会や老人クラブなど、そういう関係団体との協議機関をつくって、どういよう改善をしていくのか。いわゆるお年寄りに応える、市民の声に応えて、改善策を練り上げたというんじゃなくて、市長の独断で運営方法を変える。それからお祝い品についても、70歳と88歳を打ち切るという、お年寄りじめの措置がとられました。私、憤りを持っています。

よって、三つの質問なんです。何で、合併協議会であれだけ時間をかけて練り上げた方針が、今度はそういう協議会もつくりずして、市長の独断でそういう変更をやったのか。議長にも相談をしてない。議会の社会文教委員会にも一言も相談なしに、そういうお年寄りじめをなぜやったのか、明らかにしてもらいたい。

二つ目は、自治会から突き上げを食って、説明会が途中で流会すると。恐らく、この長年の中で、敬老会の説明会が流会するというのは、前代未聞のことです。慌てて、市長はまた変心をしまして、もとに戻すということになりましたけど。もとに戻しても、私どもに声が入るのは、やっぱりやれないと。1,000円ではね、やれないんやと。自治会でやった場合には、自治会の構成員の中で高齢者世帯が多いんやと。自分たちがお祝いしてもらうのに、自分たちが負担金を出さないかんという声があります。このまま継続しようということになると、来年度からは、やっぱり1人1,000円ではなくて、せめて2割か3割ぐらい補助金を増額をして、やっぱり1年に1回のお年寄りにとっては楽しみですから、敬老会を継続してもらいたいと思うんですが、補助金を増額する考えがあるかどうか、これが質問です。

三つ目の質問は、一方的に市長が今年から打ち切る70歳と88歳のお祝い、これは2,000円と4,000円のお買い物引換券を、去年までは出してきたんですが、突然にして出さないと。もう今年88歳を迎える人は当てが外れたと、本当に怒りますよ。これは、やはり議会にも相談せんままこういうことを強行したということはもう大変な問題ですからね。これ撤回してもらって、今年の分も差し上げるという措置をとってもらいたいと思いますが、見解を求めます。

次が、市民乗合タクシーについてであります。これは、真玉の乗合バス路線、それから高田の都甲の線、田染の線と、これに、これまで1,900万円の助成金を出していました。交通会社にですね。それでも、とうとう廃止をすることになりまして、それにかわって市民乗合タクシーを運行することになりました。

当初は300円でしたが、いまは片道200円ですけど。これが、ボンネットバスを、あれだけ800万円かけて、車庫を1,200万円かけて、そして観光客に無料で乗せると、そういう余裕があるんなら、やはり乗合バスが切られ、もう高齢者の社会を迎えてなかなかもう運転もできない。足がないと。だから、いままで乗合バスが通ってない地域についても、乗合市民タクシーが運行できることになって、その利用者にとっては本当にありがたく思っています。

しかし、こちらが無料でできるんならば、何で市民の足である生活術の根を、病院に通ったり、買い物に行ったりするその市民乗合タクシーをなぜ無料にできないかという声が高いですよ。県下調べてみましても、時間の関係でそう申しませんけれども、こちらのほうからいったら、国東でも、杵築でも、宇佐でも、中津でも全部どこまで乗っても100円ですよ。市長、ご存じでしょうか。これから見ても、高田が200円を続けるというのはおかしい。

しかも、合併するまでは、香々地については、患者輸送車、あるいは温泉バスという両方のバスがありまして、すべて無料で運行していました。真玉についても、患者輸送車は無料でした。合併することによって、現在、往復400円取られてるんですよ。無料から400円になっているんですよ。ボンネットバスを無料でやるんなら、それこそ市民の足を無料にすると。どうしてもできないというんなら、それは100円取ると。そのかわりボンネットバスも100円取るという方法をとるべきだと思うんですけど、市長どうお考えでしょうか。

次は、商店街の対策についてであります。市内に八つの商店街、この旧高田ですね。真玉、香々地については、商店街名はよく私存じていませんけれども、それぞれが街路灯を持っておるんですけども、電気料の問題なんです。実際に商店街の組合員も減少済みですね。その売上も減ってしまったと。しかし、一晩中点けるために、街路灯の電気料の負担が大変なんですよ。この問題は、私は、今年の3

9月10日

月の議会でも取り上げたと思うんで、6月じゃない、3月でね。取り上げたけど、できないという答弁でしたけれども、これは全国調べてみましても、1割負担から5割負担、大体3割負担が多いですね。やっぱり、それは商店街活動を維持するためにということで、市が電気料を助成をしてるんですよ。よって、高田も助成すべきじゃないかと。

高田では、合併するまでは、それぞれ自治会が管理しております防犯灯については、1年間かかった電気料の3割を自治会長が申請すれば出す方法をとっていました。ところが、合併したら、するまでは真玉、香々地が全然出してなかったために、旧高田の分の予算を真玉、香々地に回したために、もらえる額が減りまして、予算の枠内でということになって、電気料の18パーセントに減らされたんですよ。

しかし、今年の分から、来年3月に申請すれば、21年度分からは3割復活になりましたね。そうしますと、商店街の街路灯についても3割は出すべきじゃないかと思うんですね。市長の見解を求めます。

次が、宮町商店街の電気料の問題なんです。宮町では、ご承知のように、平成5年と6年で、市の事業で、市が県から半額助成をいただいて、リフレッシュ事業ということで街路灯の工事をしました。私調査してみますと、その当時、宮町では5年度で23基、駅前通りが10基、銀座街が13基、そして地元負担のない海岸通りということで4基、5年度に50基を建設しています。

本当は、80基建設する予定だったんですが、設計単価が上がって50基しかできなかったから、1年度事業を2年度事業に変更しまして、平成6年に宮町で16基、駅前通りで8基、合計24基に、合わせて2年間で74基の街路灯を設置しています。工事金額が2,331万円です。市が契約してる業者は、指名競争入札で大興建設が受けていますね。

ところが、いま何が問題になっているかと。ある方から、大石さん、もうあなたの出番じゃと、ここで共産党が打って出らんとどうするかという声がありますね。どういうことかと、宮町に市議員が2人おるんだけど、なかなかこれはもう内々で片づけようということで、なかなか表に出らんのやと。市にもまだ伝えてないんだと。どういうことですかと言ったら、いやあ、市がした工事なのに、もう15年9ヶ月にわたって電気料を取られ続けとるんだと。実際、街路灯はついていないんだと。それ

で私なりに独自で調査してみましたら、何と、当時、既存の街路灯を撤去して新しいものを作ってるわけですね。ところが、九電では撤去したことになってない。だから、新しいものの電気料もいままであったものもそのまま取り続けたと。計算しましたら、これ九電からのこういう計算になりますよという形で、1ヶ月これだけ取り過ぎとるということで計算しましたら、約260万円取り過ぎということが明らかになったわけですね。

しかし、それは廃止願を出していないんだから、九電には責任ありませんよと。あなた方の責任ですから、わかった時点ではそれは減額しますよと。これまではさかのぼりませんよということになったようですね。そんなばかなことはないかと。大石さん、市の問題じゃないんかいと。市が請負った市の仕事やないかと。廃止願をするのは市の仕事やないかということになったわけですね。そのとおりなんですよ。市の公共工事は、全部請負った業者が廃止届も新設届も九電にやっていますね。九電で調べましたら、それぞれみんななっていますね。これが通常でしょ。

そうすると、私はほんなら議会で取り上げようかと思ってるんです。政治問題で取り上げてくれと。で、取り上げることになったんですよ。私は、今月、3日の日にこの問題をやるということで通告書を出しました。地元のほうも、商店街長が3日の日に建設課長のところに資料を持って、約260万円の根拠の資料を持って何とかしてくれという要請をしますね。

私は、4日の日に、建設課長に、この問題は直ちに、重大問題でしょ。あつてはならない事件なんですよね。だから、九電に乗り込んで原因がどこにあるのかと。撤去、いわゆる廃止願をしてないということは普通考えられないことでしょ。廃止願をしてるんだけど、九電が受付ミスがあつて、台帳から消すのを忘れたことだつてあり得るんだから、もし市のほうに原因があつた時には、これは大変な問題になるよと。九電側に原因があるんじゃないかと。急いでやらんと、これ大ごとになるよと。直ちに調査をして、議会で回答できるようにしようという申し入れをしておりました。

よって、どういうことなのか、市長、これあつてはならないことでしょ。もう、これ、この問題は5月からわあわあなつておつたんですけども、市長の耳に入ったのはいつなんでしょう。市長、こういう事件が起こつたことをあなたはどう思いますか。

これは、決して宮町商店街と九電との交渉で解決する問題じゃないんです。市の公共工事でやったんですから、市と九電との関係で、この問題は早急に片づけるべきだと思うんですけども、どうなのか。

本来ならば、それは推測で約260万ですけど、実際はそれより安くなるか高くなるかわかりませんよ。実際、調査をしてみても、市でも固定資産税など、取り過ぎた場合は時効も何もない。その次は見舞金ということで利息をつけて返したんですから、これも時効などということは許せません。そうでしょう。今のところは、9月8日の日になって、5年分だけは何とか返還しようということになったんですが、5年分でこらえられる問題じゃないでしょう。

だから、市はこれまで、固定資産税でも、時効分しか出さないとはいったけれども、香々地の固定資産税の取過ぎ問題でも、わかった範囲まで全部さかのぼりましたわね。そういう例があるんですから、九電に対しても、最初からすべて利息をつけて返還させると、その責任は市長とってもらいたいと思いますけどどうでしょうか。

次は、火葬場の問題であります。これも長年専売特許でやってきましたけれども、いまなお、最近、本当私も涙が出ましたけど、市長のところは、親戚の人で亡くなった人がないんやろうか。1回市長が見てくれと。恐らく日本一のひどい火葬場じゃないかとね。市長が見たら黙っておれんはずだと。しゃんと大石さんやってくれと。それで、議会で議論聞いておるけれども市長答弁になってないやん。市長が本気でやってる姿は見えないよと言われましたしね。

もう高田の場合、かまで焼いておったら、周りからぼっぼっぼっ煙が出ると。もう高田は大変だから、真玉ならえかろうち、真玉まで行ったら、真玉は骨が半分ぐらいしかなくなったということだね。もうどこ行っても大変だと。これ、もう全市民挙げて、一日も早く新しい火葬場を完成させて使用できるようにしてくれというのが声なんですよね。

振り返ってみたら、市長独断で、議会と相談しないまま決めたのが、一番最初が真玉の現在ある場所の周辺、2番目があっこ栗嶋様の畑ね。3番目が、今度は広域農道の小田原、それから300メートルあるこっちが4回目、5回目は、選定委員会で諮って、千部の現在ある場所から300メートル山、と同時に、今度いよいよ決まることになった西真玉の畜産団地の跡です。その2箇所が決まったんですよ。

ところが、それまで全部、同意を得るところまで行かないまま、5番目の千部についても説明会ができないままあきらめて、西真玉のほうに移ることになりました。これは、用地選定委員会で決まったこと、それをやるんだから、それは立派だと思うんですよ。

私は、今日の議会の冒頭に、ほぼ決まりましたという報告ね、皆さん、議員もみんな待ち望んでおったと思うんですけども、ないので不思議でしょうがないので、総務課長に聞いたら、「いや、市長はする気がないですよ」というからね。改めて質問することにしたんですよ。

その前に、私なりに調査しまして、私も、市長が本気でやってる姿が見えないよと。もっと昭和の町、昭和の町だけじゃなくて、これだけ市民が願ってる火葬場に、本気で体ごと突っ込めと、何度も要求してきました。それだけに、今回は評価したいと思うんです。私なりに調査してみましたら、やっぱり今回の場所については、この短期間の間の市長のこの意気込みちゅうのは立派なものでした。市長を先頭に、新しい鷺海副市長、それから新しい、4月から課長になりました後藤環境課長ね、都甲主幹、やっぱり、それはね、市長を先頭に、本当に本気で短期間で努力したと思いますよ。

同時に、22人議員がいますけれども、真玉の議員さんが5人おりますね。これは元高田の議長経験者もおりますし、立派な方々ですが、やはり市長から要請を受けたら、やっぱり議員はすばらしいと思うんですよ。それぞれ自分の知り合いがあるから、その知り合いをつてに政治力やね、いわゆる根回しなるものをやったんですよ。これは、我々は学ばないかん問題と思うんです。この根回しが効けまして、後藤課長なんかやりやすかったんですよ。私は、今回、真玉の5人の議員の活躍ちゅうのは、大いに我々学ばないかん問題と思うんですよ。高田の議員として、高田にできなかった。恥ずかしい限りであります。その点、私は、そういう中で、ついにそういう努力が実って建設する予定地の地域、二つの自治地区があるんですけども、二つの地区ともが、いわゆる全員一致で市のそういう要請に協力をしましょうと。協定書なるものが8月31日に結ばれたと聞いてるんですよ。

私は、この場で、やっぱりそれだけ全面的に火葬場の、新しい火葬場をつくる緊急性や必要性を地域の皆さんがご理解をいただいて、全面的に同意をし

9月10日

ていただいたということは、地域の自治会長さんや副自治会長さんを始め、住民の皆さんに本当に心から感謝を申し上げたいと思うんですよ。

同時に、やはり、この市長や鷺海副市長や課長や主幹の努力はさることながら、その中でも、私は、いままでの課長と比べてみて、今度の後藤課長の役割ちゅうのは、私なんか、もう人の見る目は強いですよ。もう私なんか、二つの地域にも随分おりますからね。随分私なりに陰ながら協力したつもりですよ。いろんな相談を受けましたけど、アドバイスしてきました。よって、後藤課長は、この短期間に20回以上、現地、都甲さんもですね、都甲主幹もですよ、行ってるんです。この功績は、高く評価して、やはり私は管理職としての模範だと思うんですよ。こんだけ十数年間やってきたことがなかなかできなかった、詰めを仕切れなかった。今度、詰めをしたんですよ。だから、前の環境課長は参事でした。いまの後藤課長についても、参事にやっぱり昇格してもらいたいと思うんです。市長、どうでしょうか。

いろいろ、評価、指摘をしましたけれども、質問としては、これからのことなんです。いま本当、私がいま述べたことが本当かどうかちゅうのは、皆さんわからないね。私はわかっているんだけど。だから、市長、実際に火葬場の建設はどこまで到達しとるのかね。進捗状況について、市民に短いことばでいいですから、わかりやすく説明をしていただきたいと思います。

次が、市長の退職金の問題であります。これも何度取り上げてきましたけれども、市長は、一言言うなら制度があるから。いままでの市長だってもらってるじゃないかと。よその市長だってもらってるやないか。俺がもらうんが何が悪いんかという聞き直りなんですよ。制度がある。あるいはよその市長ももらってることは知った上で私は質問してるんですよ。この不景気の中で、市民は働く場所がありません。あっても、給料が下げられてしまう。あるいは、ボーナスもまともにももらえない。退職金は、もう本当わからんと。本当に不安定雇用なんですよ。

その時に、無投票で通った市長が、4年に一度任期のたびに約2,000万ね、約2,000万もらうちゅうのは、市民のこの給料やボーナスや退職金に比較してみても、4年間2,000万ちゅうのはひど過ぎるんじゃないかと。宇佐の市長も日田の市長も半分さらしたんだから、よその市長がやって

永松市長ができないわけないやないかと。大石さん、もっとしゃんとやないと、これ、やる、実現できるまで毎回やってくれと。そういう要望が高いんですよ。市長、その市民の声に、私のこれは要求というよりは市民の要求なんですよ。市長、それに応える答弁をしていただきたい。もうこれは簡潔でいいです。だらだらだらだら言うことないですね。

次が、桂橋の架替問題なんですけれども、いま中山田議員から質問がありまして長々答弁がありましたけど、これではわかりませんよね。ここに、余りにも市民の批判が高いために、市報の今度の9月1日号で、写真入りでこうなるんですよ、ご協力くださいとなってる。何で、今頃出したんかちゅうわけね。しかも、これを見ても、一番肝心な、いま市民が疑問に思ってることは書いてないんですよ。ああ、お金が来るから結構、結構と書いただけでしょ、これ見たらね。そうじゃないんですよ。本当に公共工事というのは、必要な工事はやるべきです。やるべきですよ。やるんじゃない、やるべきなんです。

しかし、公共工事は、地域の皆さんの協力なくしてできないんですよ。だから、通行止めということになったら、一番迷惑かけるんだから、どういう工法をとれば、短期間で通行止めを終わらせるんかと。ここを練り上げないかんわけでしょ。いま何か、工事を早めるために云々ちゅうけど、早めることも何もない、素人考えてんこれ、いいですか。5月11日から通行止めにして、いまの玉津側の一区間だけ落としましたんですよ。何日間で落ちたと思いますか。約1週間で落ちて、仕上げで10日で終わってる、工事は、10日で終わったんですよ、あれはね。あれは、埋め土も何も要らないんですよ、こちらの玉津側に重機を置いて、重機で引き上げたわけですね。よったら、よって、あとの残りは11月に土を埋めて、12月からまた引き上げるんですよ。そうすると、最低、こちらは土を埋めよる間に、いまの玉津側の一区画を11月に引き上げさえすれば10月まで通行できたんですよ。もう6ヶ月間できたんですよ。

そしたら、5月祭のマラソン大会も、お盆も、全部使えたんですよ。これ、だれが考えても、工期に影響ないですよ。そうでしょ。今年の12月、1月であれ落とすんですよ。その時に、それ11月に10日間かけて11月に落としさえすれば、10月までは通行できたんじゃないんですか。何で、工期に関係ありますか。雨季にも関係ないんですよ。1

1月は土を埋めるだけの仕事でしょ。12月からは2社に分けて、1億と約8,000万、合わせて2億の工事なんですけれども、これ入札が今月の17日ありますが、その中で、こちらを上からやればやれんことなかった。何にもないですよ。住民に迷惑かけたくない。短期間でやろうと思うたら、そういう方法で工期には関係なかったはずですよ。市長、そういうふうに理解できませんか。

これは、市長の失政なんよ。住民を無視した、住民の迷惑を顧みない重大な失政と市長思いませんか。このために、玉津の商店街も中央通りを始め、高田側の商店街も売り上げが減ってしまって、大きな打撃を受けていますよ。取り返しがつかないような打撃ですよ。市民にとっても、もう何回もあっこまで行って、バックした、回ったとね、ああ、通行止めかという形で、多くの市民が迷惑をしてきています。このことに対して、市長は、申し訳ないという気持ちはないのか、あるのか、あるんなら市民の前に謝罪をしてもらいたい、が一つ。

二つ目が、やはり今のところ、23年3月末が完成なんだけど、何とか、1ヶ月でも、10日でも、1週間でも早く完成し、通行できるようにできないのか、が二つ。

三つ目は、迂回路が中央通りからぶつかったら、213号線に出る、その海岸線は2車線で広いんですけど、入り口の5、6メートルだけが狭くなって離合できないために、もう朝なんか、213号線が渋滞してるんですけど、あれから入れない。出ようと出られない。その部分の持ち主は菅組のようなので、地権者と直ちに交渉して、直ちに改良工事をやるように要求してきましたが、いまだにできていません。どうなったのか。早く解決をしてもらいたいと思いますが、見解を求めます。

次が、最後に、時報の問題なんですけど、これ前回取り上げましたけれども、総務課長がだらだら答弁をしました。今度、もうだらだらはだめです。一言言ってください。私どもに対して、もう宣伝カーで回ってありましたら、大石さん聞いておくれと。7時になっても、我々はもう仕事行ってもだめなんやと。6時ちゅうのが何が悪いkachゅうわけね。だから、7時がどげしてんちゅんなら、全市統一というなら統一でそれはいいわ。じゃけどね、6時を復活してくれという地域があったとしたら、私なんか、要望あるのは、羽根だとか、夷だとか、田染だとか、ありますよ。それは7時は統一するちゅうなら統一

でもいいでしょう、妥協案でね。しかし、6時に復活させてくれという地域については復活させるべきでしょう。市が勝手に7時に統一すること、理由はないと思うんですよ。復活するのか、しないのか明らかにしてください。

以上であります。

議長（鴛海政幸君） 22番大石忠昭君に確認をとります。あなたの一般質問の順位の中で、2番目の市民乗合タクシーの2番に市民乗合タクシー運行路線の拡充についてと、この件についてはカットしてもいいですか。

22番（大石忠昭君） 取り下げです。

議長（鴛海政幸君） あとで、またあんたがぐずぐず言うたら困る。

22番（大石忠昭君） はい、わかりました。ぐずぐず言いません。取り下げ。

議長（鴛海政幸君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 大石議員の質問の中で、まず火葬場の問題について、私からお答えいたします。

人生の終焉の場にふさわしい新しい火葬場建設は、豊後高田市全市民の願いであり、豊後高田市の重点課題であると認識して、多くの方々のご協力によって検討されてまいりました。これまでは建設候補地の説明会や近隣の火葬場の視察など、繰り返し取り組んでまいりましたが、ご賛同を得られずに断念してきたところでございます。

しかし、今回は、建設候補地として調査をしてまいりました中真玉地区につきまして、周辺地域の皆さんのご理解を得ることができまして、火葬場建設に関する覚書を交わすことができました。そういうことで、今回の補正で関連予算をお願いするところでございます。火葬場建設にご理解いただきました関係する自治会の皆さんには、ただただ感謝の気持ちでいっぱいでありまして、市民を代表して御礼を申し上げたいと思いますし、これは豊後高田市全市民の気持ちも同じだと思っております。

特に、いろいろな問題があったと思いますが、最後に市のためならと全員の皆さんがご理解をいただいて賛成を、全員で賛成をしていただいた。こんなありがたいことはございません。そしてまた、真玉地区の市議会議員の皆さん、本当にありがとうございました。皆さん方のご尽力のおかげで、この難問題を解決することができたと思っております。そういう面で、この場をお借りしまして本当に心から御礼を申し上げます。

9月10日

今後は、建設用地の早期の取得をし、新しい火葬場が一日でも早く完成するように全力を挙げて取り組んでまいりたいと、そういうふうには思っているところでございます。

次に、退職手当について私からお答えいたします。私は、退職手当問題は私個人の問題ではないと考えております。市町村長がどういう立場でどうあるべきかと考えねばならないと、そう思っているところでございます。そして、そういう状況でありますので、じっくりその状況を見極めたいと考えているところでございます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させていただきますのでよろしく願います。

議長（篤海政幸君） 福祉事務所長安東良介君。

福祉事務所長（安東良介君） 敬老会の補助金についてお答えします。

敬老会実施事業費補助金につきましては、先の定例会の中でご答弁申し上げましたように、今年度より、香々地、真玉地域を含め市内全域を対象に補助金交付方式で実施するものでございます。補助金の対象についても、制度を見直し、交付基準の統一化を図りたいと考え、各自治会等に敬老対象者を一堂に会し、長寿を祝うという敬老の趣旨に沿った敬老会を実施していただき、その参加された対象者を補助金の算出基礎として交付したいと考えているところでございます。

しかしながら、敬老会を主催する自治委員の皆様にも今回の見直しについてご説明申し上げたところ、市より事前に十分な説明ができなかったことや補助金に対する市の考えと自治委員との認識に開きがあったことなどから、一部の地域の自治会にご理解いただけない状況になったところであります。

7月下旬の開催で、補助金申請の提出期限も迫っており、今年の敬老会はどうすべきかと早急に検討を行い、再度自治会の説明会を開いて意見調整を行った結果、全地域で受け入れられる方法として、昨年度おりの内容で交付することに決定したところでございます。

自治会との調整に要する期間や、先程申しましたように、補助金の申請時期、さらに敬老会も目前に迫っている状況の中で緊急に決定したものでありますのでご理解をいただきたいと思っております。なお、今後の敬老会補助金につきましては、今年度実施した結果を踏まえ、自治委員等関係者のご意見を伺う中で、老人を敬愛し、長寿を祝うという敬老の趣旨に

ふさわしく、より望ましい敬老会のあり方について協議してまいりたいと考えております。

次に、敬老祝い品についてお答えします。敬老祝い品については、昨年度まで70歳、77歳、88歳、100歳をそれぞれ迎えられる方々を対象として実施してきたところでございます。先に公表されました平均寿命を見ますと、我が国では女性が86.05歳で世界一、男性が79.29歳で世界4位、男女合わせても世界一の長寿国になり、これからも平均寿命は伸びるものと思われまます。このような超高齢化社会に向けた新たな施策は必要不可欠になり、本市では先の定例会の中でもご答弁申し上げましたように、今年度よりケーブルネットワークを利用した安否確認や緊急通報といったサービス事業や火災警報器の設置助成事業、そしてケーブルテレビ使用料の免除等、高齢者施策の包括的な見直しに取り組んでいるところでございます。

また、県では、平成19年度に敬老祝い品の対象年齢の見直しを行い、昨年度より88歳、100歳のみを祝い品の対象として実施しております。このような県の取り組みや県下の状況等を調査、検討した結果、本市は77歳と100歳の方々を祝い品の対象にする旨、決定をしたところでございます。したがって、市が77歳、県が88歳、100歳を市と県でお祝いするということとなりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 市参事兼企画情報課長中嶋栄治君。

市参事兼企画情報課長（中嶋栄治君） 市民乗合タクシーについてお答えいたします。

市民乗合タクシーは、ご案内のとおり高齢者の通院や買い物など、車の運転のできない方々の日々の移動手段を確保することを目的とした新市の新たな公共交通として運行を行っているものであります。

本年第1回定例会でもご答弁を申し上げましたように、これまでにおきましても、利用者のご意見、ご要望を踏まえ、運行路線の拡充や料金の引き下げ等を行ってきたところであります。しかしながら、この運行に際しましては、市といたしましても大きな財政負担を伴っての運行の確保に努めているところでございますので、現時点での料金の改定は考えておりません。

以上でございます。

議長（篤海政幸君） 商工観光課長佐藤之則君。

商工観光課長（佐藤之則君） 商店街対策のご質問に対してお答えいたします。

商店街街路灯の電気料に対する助成についてお答えいたします。これにつきましては、本年の第2回定例会で市長がお答えいたしました。今のところは商店街のほうでやっていただきたいというふうに考えております。市といたしましても、中心市街地の活性化を図り、商店街にさらなるにぎわいが生まれるよう事業を進めておりますのでご理解をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、宮町商店街の街路灯の電気料についてお答えいたします。宮町商店街の街路灯につきましては、平成5年度、平成6年度の2ヶ年事業で市が事業主体となり実施をしております。ご質問の電気料の問題につきましては、今月に入りましてから、地元の商店街の方からお話をいただいておりますし、地元の両議員さんからも商店街の役員ですので、お話を伺っております。

市といたしましても、このお話をいただいた段階で内部調査を進めておるところでございますけれども、現段階では、地元商店街と九州電力とで引き続き協議中の案件でございます。市といたしましては、9月8日、宮町の打ち合わせの中にも入らせていただきましたし、商店街の役員の皆さんといま協議をさせていただき、地元と協調しながら行政としてできることについて引き続き対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（鴛海政幸君） たびたびですが、いつものように大石議員の質疑の項目が非常に多い。そういうわけで、執行部発言の時間が見てのとおり絶えず少なくなっておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

建設課長野村信隆君。

建設課長（野村信隆君） それでは、桂橋の架け替えに伴う今後の対応についてお答えいたします。

桂橋の架け替えにつきましては、先程、中山田議員にもご答弁申し上げましたように、当初計画では、工事期間の29ヶ月の内10ヶ月が出水期に当たり、実質19ヶ月の中で工程を組み、実施計画を立ててまいりました。が、関係機関との協議の遅れなどで、諸事情により計画が2ヶ月半の遅れが出たため、実質工程を26ヶ月の内、出水期の10ヶ月を除いた16ヶ月とする厳しい工程の見直しが必要になり、当初、平成21年6月までに旧橋すべてを撤去する

計画でありましたが、全部撤去はできない状況となりました。

その後、工期の遅れを取り戻すために協議を重ねる中で、平成20年度の事業で旧橋の1径間を落とし、11月の工事再開の作業を効率よく進めると、橋の右岸側と左岸側の工事を2業者で同時に実施することで、何とか当初の完成予定工期の23年3月に間に合う目処が立ったところでございます。

そういうことで、私どもとしては安堵してるところでございます。今後は、少しでも早く供用開始ができるように工事発注や施工管理に努めてまいりたいと思いますので、関係者並びに市民の皆様のご理解とご協力をいただきたいと思います。

それから、次に、恵比須橋から宮町海岸線の出入り口についてであります。この箇所は道路が狭小で、車両の離合時には不便を来している箇所でもあり、常々用地のお願いを行ってまいりましたが、残地の活用が問題となり、なかなか難しい状況でございます。

以上でございます。

議長（鴛海政幸君） 大石議員に再度、忠告というか、お願いをいたしたい。質問に対して執行部課長が一生懸命答弁しておられると思うので、静粛にひとつ聞いていただきたい。

（「議長、いいですか」と呼ぶ者あり）

はい。

22番（大石忠昭君） いいですか。いまあなたが注意したにもかかわらず、いまの野村課長の答弁は、中山田議員の質問に対する答弁と同じ原稿でしょう。あの部分は全部同じ原稿ですよ。だから、同じ答弁は要らないと言ってるんですよ。当然のことじゃないですか。それは、議長が注意して止めないかん問題じゃないですか。同じ原稿じゃないですか。

議長（鴛海政幸君） 要らんような時には、課長、答弁しなさんな。

22番（大石忠昭君） 同じことやない。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（鴛海政幸君） はい。8番河野徳久君。

8番（河野徳久君） いま議事進行について話がありますけど、これはやはりその議員議員を執行部は大事に扱って、聞き取り時に対する質問に対して答えているのであって、たまたま中山田議員が前に質問した項目と重なったというだけであって、それは、執行部の対応は議員を大事にした答弁だと私は思っております。

9月10日

こういう議員間の問題については、別の場所で話すべきだと思います。今後、よろしく取り計らわれることをお願いいたします。

(「ちょっと、待って。それだめ。議長、もう一回、そんなこと言うんなら、全然理解してない」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) 貴重なアドバイスありがとうございました。

(「議長、もう一回、議事進行についてね。時計止めとってくださいよ。時計止めなおかしいじゃないの」と呼ぶ者あり)

議長(鴛海政幸君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 議事進行について、いまの意見は全く筋違いの意見だと思いますね。

(「時計を止めて」と呼ぶ者あり)

いいですか。今日の冒頭で、議長から、わざわざ執行部と議員に対する注意があったでしょう。簡潔にね、答弁というのは市民に対する答弁なんだということですよ。

だから、私は、状況説明じゃないで、わざわざ質問の部分をほんの短く質問してしかないですよ。

そのことわかってるというけどやってるでしょうが。だからね、だから、それを同じ答弁するからね、そんなの要らんよと、そんなの聞いたって要らないよと。私の質問に対して答えなさいと。私の質問に答えてないです。私の質問は何ち言ったかったらね、これだけの5月からの通行止めによって、市民が多大な迷惑をかけてることに対して市長はどう反省してるんかちゅうのが一番の質問なんです。これに答えてないじゃないですか。それが聞き取り時のことじゃ。そげ言うんなら。

議長(鴛海政幸君) 声大きくせんでも聞こえますよ。

22番(大石忠昭君) 答えさせてないじゃないかえちゅ言ってる。要らんでことの答弁じゃないですか。

議長(鴛海政幸君) いま8番議員、22番議員の議事進行の意見がございましたが、それはお互いの考えの相違であって、私は、8番議員の発言について、意見については協賛をするところがあると思います。

続いて、質疑に入ります。

(「質疑じゃない、答弁よ」と呼ぶ者あり)

あっ、答弁か。

総務課長(栗原茂彦君)。

総務課長(栗原茂彦君) 大石議員の時報のサイレンの変更についてお答えをいたします。

時報につきましては、先の6月定例会においてご答弁いたしました。これまでは市内全域的に時報を流すシステムがありませんでしたが、ケーブルネットワークが市内全域に整備され、市内全域的なシステムの運用が可能となりましたので、新市のどこに行っても同じ時間で時報が放送されているという一体性を図るため、時報の放送時間を旧真玉町の全域及び旧豊後高田市のほとんどの地区で採用されておりました午前7時、正午、午後5時に統一し、耳に優しいメロディーによる一斉放送といたしたところでございます。

なお、時間の見直しについてでございますが、市内全域にわたり一斉に効率的な放送を行うとともに、市内ではどこでも同じ時間で時報が流れるという一体性を図るため統一を行っておりますので、現行どおりで運用してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様方には何とぞご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長(鴛海政幸君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 今日の、いまの執行部の答弁は、議長が冒頭注意があったにもかかわらず、私からも要求されたにもかかわらず、やっぱり答弁が不充分だと思いますよ。よって、改めて冒頭に申し上げたいのは、当時、いまから十数年前、井ノ口さんが市議会議長のときには、私が議会運営委員長したことがあるんですけど、日本一の議会を目指そうと、もっと市民にとってわかりやすくやろうということで、議会に資料を配ることや一問一答方式や、あるいは議会だよりをつくることとか、13項目決めまして議会で議決したんですよ。ところが、そのあと、永松市長にかわったら、どんどんどんどん変わって議会の権限がだんだんだんだん形骸化されてしましまして残念ですけども、今度、私は鴛海議長にかわりましたので、ぜひ、議長が権威を持って、もっと市民から見て、「おう、議会は変わったのう」と、「わかりやすい、市民に役立つ議会になったなあ」というぐらい活性化のため、努力をしてもらいたいということをまず申し添えておきます。

次に、行きますよ。まず、時間がありませんけれども、敬老会の祝い金、敬老会の問題でも祝い金の問題でも、何とか、議論する協議会を作ってやらなかったことが問題、市長の独断が問題だということ

を指摘してるんですよ。市長、そう思いませんか。これまで、合併協議会で決めたことを市長独断で決めたというのが問題でしょ。その独断で決めたのは、いつなんですか。6月議会の前なんですよ。議長の意見も聞いてない、議会の社会文教委員会の意見も聞かぬ、独断でしょ。その独断専行を問題にしてる。それに対して反省がないのか。

それから、祝い金も打ち切ったんですけど、私県下調べました。全部、時間ないけ述べませんけど、この近く見ましても、まず高田は77歳3,000円ですが、宇佐市では88歳1万円、95歳1万5,000円、100歳以上3万円、中津は85歳以上、全員に1万円、国東は88歳3万円、99歳5万円、杵築は80、85歳は1万2,000円、90、95、100歳以上は2万4,000円、それに一時金として88歳には3万円、100歳には10万円と。あるいは別府についても、70、75、80、90と1万円ずつ、敬老会の日に差し上げてますよ。

何であって、合併協議会で決まったものを市長が勝手に打ち切ったんか。問題でしょう。復活すべきだと思いますがどうなのか。

次が、タクシーの問題なんですけれども、いま企画課長から財政的に云々とありましたけど、私の調査によりますと、いままでバス会社に払った補助金が約1,900万円ですよ。この1,900万円はバス会社に払わなくて済んだんですね。真玉の線と都甲の線と田染の線で。ところが、いまタクシーに変わりまして、タクシー業者に払ったのは、わずか1,268万円で済んでるんです。1,900万円払わなくて済んでいるんですよ。しかし、市民からは550万円、200円ずつ集めてるわけですね。でしょ。本当、ただにしたらやれるような財政状況なんですよ。

よって、よそが100円で全部やってます、この周りは全部100円です。高田だけ200円ておかしいと思いませんか。観光客を乗せるボンネットバスをただにして、こちらは200円取るちゅうのはおかしいでしょ。逆さまじゃないですか、市長。市長の見解求めます。最低無料にしよとは言いません。ボンネットバスも100円取る。市民乗合タクシーも100円にする。それができないのかどうなのかね。

次が、商店街の宮町の問題ね、佐藤課長がいいかげんな答弁してますけど。私は市長に聞きたいんです。これは、私が指摘するように、商店街と九

電との問題ではないでしょう。原因を作ったのは市でしょう。市の公共工事で実施した工事なんですよ。地元からは寄付金も集めたんですよ。それで、そこが原因なんですよ。もし、市のほうが停止願を出すとしたら、市が全面的に責任があるんです。停止願を出したただけでも、九電が受け付けてないのは九電に100パーセント責任がありますね。これ、何で商店街に責任がありますか。

あなたは、両議員からも商店街からもお聞きしましただけで、あなたのところに来たんですか。両議員がいつ来ました、あなたのところに。この問題を知ったのはいつですか。あなたは、いつ市長にこのことを伝えましたか。私の調査によると来てないじゃないですか。あなたのところに来たんですか。あなたのほうが議員のところに行ったんじゃないですか。私が問題にすることになって。逆さまじゃないんですか。

問題はね、いいかげんな答弁しなさんなよ。あつてはならないことが起こってるんですよ。これだけ、昭和の町、昭和の町と言いながら、実際に地元の商店街の売り上げが伸びてないんですよ。もう営業が大変なんですよ。そのときに、余分に、電気は全く使っていないでしょう。街路灯がないんですよ。ないものを九電から取られとって、あなた方はこれは大変な問題だと思わんですか。市長、大変と思いませんか。

(「質問続けたほうがいいよ」と呼ぶ者あり)
質問してるんですよ。市長に質問してるんですよ。大変と思ったらね、市長はどういう命令したんですか、この問題で。直ちに、利息をつけて解決する用意があるのかどうか。だれが責任者で、これ片付けるんですか。

あなた方は、地元から呼ばれて、8日の2時から、の会合に行ったんですか。何で、市役所が来たんかと言ってましたよ。主催者から、商店街長から呼ばれたんですか。あなたも、建設課長も、一言も九電には物を言い切らんじゃったそうじゃないですか。あなたたちの市の責任と思っていないんじゃないですか、この問題は。この問題、市長、どういう責任をとるのか明らかにしてください。

それから、火葬場についてね、早期完成と言われてましたけれども、目処として、工程表を配っておりますけれども、実際に順調に行ったら、いつ着工できるのか。建設工事はいつできるのか。完成はいつなのか、明らかにしてください。私は、1ヶ月でも、

9月10日

1週間でも、1日でも早くやってもらいたいと思うんですが、その市長のその見解を求めます。

それから退職金についても、まだ人事みたいなことを言ってますよ。あなたの問題じゃないんですか。市長会とか、市町村長会の問題じゃないですよ。あなた自身がどう思いますか、私の質問に。これだけ市民が大変な生活してる時に、4年間で2,000万ということは問題と思いませんか。日田の市長や宇佐の市長は問題と思ったから、議会に提案したら、満場一致で議決して半額になったんですよ。そう思いませんか。

それから、桂橋の問題も、これだけ市民に迷惑かけながら、市長は何も答弁がないんですよ。いよいよ、ワンマンということになりませんか。市民に対して申し訳ない気持ちはないのか。本来ならば、商店街に補償すべきな問題じゃないですか。私の指摘してるように、あれを5月に落とさなくても、今年の11月に玉津の1区間を落とす工事をやったからといって、工期には全く影響ないでしょ。全く影響ないですよ。私の言うことが間違いですか。何か落としてないと補助金がもらえんちゅ、これもうそでしょ。これもうそだということを明らかにしてください。

以上です。

議長(鴛海政幸君) 市長以下、もう時間もないので、端的に。長いこと言わんでいい、端的に。一言だけでいいから答弁していただきたい。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私のほうからご回答申し上げます。

まず、火葬場の問題ですけれども、火葬場の問題は、用地交渉ができればということで、ここに皆さん方スケジュールはお配りしてるはずですよ。だから、用地交渉をどういうふうにしてするかということでもうやってるという状況です。あとは、そういうことであります。よろしいでしょうか。

(「時期を言ってください」と呼ぶ者あり)

時期はわかりませんと。これはもう

(「いや、10月までにできればいいんですが」と呼ぶ者あり)

もう鋭意、いま努力してる場所ですから、そこ辺のもので、もう用地交渉をやってるところですから、そこ辺のもので。

それから、次に桂橋の話であります。端的に申し上げますと、設計者その他に聞いていただければ、

現実の問題として、これは橋の関係者はおわかりになるとは思いますけれども、この御玉橋がどれくらいかかったかということ、平成8年から平成11年までかかってるんです。そこは調べてみたら、大石議員さんすぐわかりますので、ぜひ調べてみてください。その中で、2年9ヶ月ということをやろうとしたんだけど、いろんな交渉ができなくて、そして2ヶ月半、約3ヶ月延びたんです。そうすると、2年6ヶ月になって、その中で5ヶ月はできませんので、10ヶ月で16ヶ月でしなきゃならん。その辺のものの中で、設計者と議論をしながら、

(発言する者あり)

いや、それをほんなら聞いてください。それと同時に、もう一つは

(「11月にやったらよかったんじゃないかと言ってるんです」と呼ぶ者あり)

それができなかったと言ってるんですよ。できなくて。

(発言する者あり)

議長(鴛海政幸君) 静粛に。答弁は静粛に聞いてください。

市長(永松博文君) 11月、交渉してできなくて、1月の末になったということです。

それから、これが桂橋ですし、それから敬老会の費用とか、それから敬老祝い品の話ですけれども、どこに力を入れるかということでもあります。70歳、私がちょうど70歳です。その70歳の私にお祝いをするか、それとも85歳の人たちに、独居老人の人たちにケーブルテレビを引いてあげたり、そうしたり、そういうふうな安全、見守りをするか、そういうふうなことでありまして、だから、そういうふうなところに、見守り、それから緊急通報、そして電話も引いて上げる。そういうことでやることのほうが大事だということでそうさせていただいた。

それから、乗合タクシーの話ですけど、これは県下でも非常に褒められてる話であります。各バスが通ってたのは3路線だったのを、各真玉も香々地も、ちゃんと200円で乗れるようになったと。だから100円とか、そういうところちゅうのは、ほんなら、よそは全部うちのようにたくさん行ってないですよ。それは、大石議員が一番よく知ってるはずで。

(発言する者あり)

だから、そういうようなものの中で、要望して、要望したところについては路線はできるだけやってるという状況であります。

そういうことで、私の思いついた話になりましたけれども、私からのトータルとしての答弁にしたいと思います。

以上でございます。

(発言する者あり)

議長(鴛海政幸君) これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日から9月17日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、9月18日午前10時に再開し、各委員長長の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、9月16日午後5時までに提出願います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時04分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 鴛海政幸

豊後高田市議会議員 明石光子

” 土谷力